令和７年９月市議会定例会　総務委員会資料

第93号議案

長崎市手数料条例

目　次　ページ

第１　改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第２　改正の内容
　１　手数料を改定するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ～ 222
　２　本則を改正するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223 ～ 224
　３　関係条文を整理するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 225
【参考１】使用料・手数料の算定方針（手数料関係抜粋）・ 226 ～ 227
【参考２】手数料の改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 228

財　務　部

令和７年９月

第１　改正の概要

１　概　要

受益者負担の適正化を図るため手数料を改正するとともに、手数料の徴収時期の明確化、減免規定の見直し及び手数料の規定など本則を改正することから、条例の全部を改正するもの。

併せて、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い関係条文を整理するもの。

２　改正理由

⑴　手数料の見直しに関するもの

ア　手数料の改正

使用料及び手数料については、平成４年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も人件費及び物件費は増加していることから、受益者負担を原則として、手数料を改正するもの。

イ　本則の改正

次の項目について改正するもの

●手数料の徴収時期の明確化
●減免規定の見直し
●手数料の規定方法の見直し

⑵　関係条文を整理するもの

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い関係条文を整理するもの

３　施行期日

令和８年４月１日

１　手数料を改正するもの

⑴　**別表１（諸証明手数料）関係**

ア　件　数

33件（うち料金改定は32件）

イ　考え方

諸証明手数料については、現行料金が300円に統一されているが、料金に差が生じると窓口での混乱が想定されるため、統一した料金設定とする。

ウ　算定方法

（ア）窓口交付

現行料金　×　各手数料の算定結果の上昇率の平均
＝　300円　×　1.4
＝　420円
≒　400円（郵便小為替を考慮し、50円単位（端数切捨て））

（イ）コンビニ交付

窓口の混雑緩和及びコンビニ交付の利用促進を図るため、現行交付料金300円から100円を差し引いた200円で料金設定している。

コンビニ交付の割合は増加傾向であるが、更なるコンビニ交付の推進及び窓口の混雑緩和を図るため、現行の200円を次期見直しまで継続する。

１　手数料を改正するもの

【表中の表記】
赤文字　▸　改定するもの
黒文字　▸　据え置くもの

⑴　別表１（諸証明手数料）

工　別　表

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）税その他の公課に関する証明手数料				●通常料金 ・現行料金 × 再算定結果の平均伸び率 ＝ 300円 × 1.4 ＝ 420円 ≒ 400円（端数処理） （以下「**諸証明手数料統一料金**」という。） 【理　由】 ⑴　各種証明手数料・交付手数料の金額に差が生じると、窓口での混乱が想定されるため。 ⑵　郵便小為替（50円単位）を考慮し、50円単位とする。
ア　窓口又は郵送で交付するもの	１件	400円（１通をもって２件以上の証明の請求があったときは、１件を増すごとに200円を加えた金額）	300円（１通をもって２件以上の証明の請求があったときは、１件を増すごとに150円を加えた金額）	
イ　多機能端末機で交付するもの	１件	200円	200円	
（２）営業又は職業に関する証明手数料	１件	400円	300円	
（３）固定資産税に関する受理証明手数料	１件	400円	300円	
（４）土地、建物その他の物件に関する証明手数料又は写しの交付手数料	１件	400円（１通をもって２件以上の証明の請求があったときは、１件を増すごとに200円を加えた金額）	300円（１通をもって２件以上の証明の請求があったときは、１件を増すごとに150円を加えた金額）	●多機能端末機での交付 ・現行料金を据え置く。 （以下「**多機能端末交付統一料金**」という。） 【理　由】 ⑴　窓口の混雑緩和及びコンビニ交付の利用促進を図るため。

第２　改正の内容

1　手数料を改正するもの

⑴　別表１（諸証明手数料）

工　別　表

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（５）戸籍、本籍、住所又は居住に関する証明手数料	１件	400円	300円	●諸証明手数料統一料金
（６）身元又は身分に関する証明手数料	１件	400円	300円	
（７）資格又は経歴に関する証明手数料	１件	400円	300円	
（８）埋葬、火葬又は改葬に関する証明手数料	１件	400円	300円	
（９）原爆死没者名簿登載証明手数料	１件	400円	300円	
（10）福祉事業に関する証明手数料	１件	400円	300円	
（11）長崎市立高等看護学院に関する証明手数料	１件	400円	300円	
（12）保健所における申請若しくは届出の受理又は許可に関する証明手数料	１件	400円	300円	
（13）食品衛生監視票交付手数料	１件	400円	300円	
（14）飲食店等営業届出に関する受理証明手数料	１件	400円	300円	
（15）管理医療機器販売業届出に関する受理証明手数料	１件	400円	300円	
（16）旅館業等営業届出に関する受理証明手数料	１件	400円	300円	

１　手数料を改正するもの

⑴　別表１（諸証明手数料）

エ　別　表

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
(17) 国民健康保険の資格に関する証明手数料	１件	400円	300円	●諸証明手数料統一料金
(18) 国民健康保険保険給付費の返還に関する証明手数料	１件	400円	300円	
(19) 保育所の入所等に関する証明手数料	１件	400円	300円	
(20) 市道に関する証明手数料	１件	400円	300円	
(21) 市営住宅に関する証明手数料	１件	400円	300円	
(22) 建築確認台帳記載事項証明手数料	１件	400円	300円	
(23) 被相続人居住用家屋確認書又は低未利用土地確認書交付手数料	１件	400円	300円	
(24) 生活保護受給証明書等交付手数料	１件	400円	300円	
(25) 道路、水路、市有地等の境界等に関する確認証明手数料	１件	400円	300円	
(26) 防火管理資格講習修了証明手数料	１件	400円	300円	
(27) 防火対象物点検報告特例認定通知証明手数料	１件	400円	300円	
(28) 防災管理点検報告特例認定通知証明手数料	１件	400円	300円	

１　手数料を改正するもの

⑴　別表１（諸証明手数料）

工　別　表

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（29）救急搬送証明手数料	１件	400円	300円	**●諸証明手数料統一料金** ●（31）非農地証明手数料については、現行料金が統一されていないことから通常通りの算定。
（30）農地又は採草放牧地に関する証明手数料	１件	400円	300円	
（31）非農地証明手数料	１件	750円	500円	
（32）農業従事者証明手数料	１件	400円	300円	

１　手数料を改正するもの

⑵　別表２（長崎市の条例を根拠とする手数料）

ア　件　数

15件（うち料金改定は３件）

イ　算定方法

ａ　算定式（原価（人件費 ＋ 物件費））によるもの

1　手数料を改正するもの

⑵　別表２（長崎市の条例を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ア）長崎市火災予防条例 昭和37年長崎市条例第6号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）危険物タンク検査手数料				長崎市手数料条例別表第４第２項第７号を準用するため、据え置く。
ア　水張検査	１件	6,000円	6,000円	
イ　水圧検査				
（ア）容量600リットル以下のもの	１件	6,000円	6,000円	
（イ）容量600リットルを超えるもの	１件	11,000円	11,000円	
（２）指定可燃物タンク検査手数料				
ア　水張検査				
（ア）容量１万リットル以下のもの	１件	6,000円	6,000円	
（イ）容量１万リットルを超え100万リットル以下のもの	１件	11,000円	11,000円	
（ウ）容量100万リットルを超え200万リットル以下のもの	１件	15,000円	15,000円	
（エ）容量200万リットルを超えるもの	１件	15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	

1　手数料を改正するもの

⑵　別表２（長崎市の条例を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ア）長崎市火災予防条例 昭和37年長崎市条例第6号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
イ　水圧検査				長崎市手数料条例別表第４第２項第７号を準用するため、据え置く。
（ア）容量600リットル以下のもの	１件	6,000円	6,000円	
（イ）容量600リットルを超え１万リットル以下のもの	１件	11,000円	11,000円	
（ウ）容量１万リットルを超え２万リットル以下のもの	１件	15,000円	15,000円	
（エ）容量２万リットルを超えるもの	１件	15,000円に１万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	15,000円に１万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	

1　手数料を改正するもの

⑵　別表２（長崎市の条例を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（イ）長崎市印鑑条例（平成６年長崎市条例第４号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）印鑑登録証の交付手数料	１件	400円	300円	●諸証明手数料統一料金 ●多機能端末交付統一料金
（２）印鑑に関する証明手数料				
ア　窓口又は郵送で交付するもの	１件	400円	300円	
イ　多機能端末機で交付するもの	１件	200円	200円	

（ウ）長崎市認可地縁団体印鑑条例（平成11年長崎市条例第33号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）認可地縁団体の印鑑に関する証明手数料	１件	400円	300円	●諸証明手数料統一料金

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ア　件　数

922件（うち料金改定は627件）

イ　算定方法

a　算定式（原価（人件費 ＋ 物件費））によるもの

b　近隣市町との均衡を図るもの（一部見直し）

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ア）水難救護法（明治32年法律第95号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）海難報告書の認証手数料	１件	300円	300円	所管課不明のため据え置き

（イ）地方自治法関係（昭和22年法律第67号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）認可地縁団体の告示事項に関する証明手数料	１件	400円	300円	**●諸証明手数料統一料金**

（ウ）食品衛生法（昭和22年法律第233号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）　飲食店営業許可申請手数料				近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
ア　イ又はウ以外の営業				
（ア）新規	１件	16,000円	16,000円	
（イ）　更新	１件	12,000円	12,000円	
イ　自動車、仮設等による営業	１件	7,200円	7,200円	
ウ　臨時の営業	１件	2,000円	2,000円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ウ）食品衛生法（昭和22年法律第233号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（２）調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	１件	7,200円	7,200円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
（３）食肉販売業許可申請手数料				
ア 新規	１件	9,600円	9,600円	
イ 更新	１件	7,200円	7,200円	
（４）魚介類販売業許可申請手数料				
ア　イ以外の営業				
（ア）　新規	１件	9,600円	9,600円	
（イ）　更新	１件	7,200円	7,200円	
イ　自動車による営業	１件	7,200円	7,200円	
（５）魚介類競り売り営業許可申請手数料				
ア　新規	１件	21,000円	21,000円	
イ　更新	１件	15,800円	15,800円	
（６）集乳業許可申請手数料				
ア　新規	１件	9,600円	9,600円	
イ　更新	１件	7,200円	7,200円	
（７）乳処理業許可申請手数料				
ア　新規	１件	21,000円	21,000円	
イ　更新	１件	15,800円	15,800円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ウ）食品衛生法（昭和22年法律第233号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（８）特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 ア　新規 イ　更新	 １件 １件	 21,000円 15,800円	 21,000円 15,800円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
（９）食肉処理業許可申請手数料 ア　新規 イ　更新	 １件 １件	 21,000円 15,800円	 21,000円 15,800円	
（10）食品の放射線照射業許可申請手数料 ア　新規 イ　更新	 １件 １件	 21,000円 15,800円	 21,000円 15,800円	
（11）菓子製造業許可申請手数料 ア　新規 イ　更新	 １件 １件	 14,000円 10,500円	 14,000円 10,500円	
（12）アイスクリーム類製造業許可申請手数料 ア　新規 イ　更新	 １件 １件	 14,000円 10,500円	 14,000円 10,500円	
（13）乳製品製造業許可申請手数料 ア　新規 イ　更新	 １件 １件	 21,000円 15,800円	 21,000円 15,800円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ウ）食品衛生法（昭和22年法律第233号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（14）清涼飲料水製造業許可申請手数料				近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
ア　新規	１件	21,000円	21,000円	
イ　更新	１件	15,800円	15,800円	
（15）食肉製品製造業許可申請手数料				
ア　新規	１件	21,000円	21,000円	
イ　更新	１件	15,800円	15,800円	
（16）水産製品製造業許可申請手数料				
ア　新規	１件	16,000円	16,000円	
イ　更新	１件	12,000円	12,000円	
（17）氷雪製造業許可申請手数料				
ア　新規	１件	21,000円	21,000円	
イ　更新	１件	15,800円	15,800円	
（18）液卵製造業許可申請手数料				
ア　新規	１件	14,000円	14,000円	
イ　更新	１件	10,500円	10,500円	
（19）食用油脂製造業許可申請手数料				
ア　新規	１件	21,000円	21,000円	
イ　更新	１件	15,800円	15,800円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ウ）食品衛生法（昭和22年法律第233号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
(20) みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料 ア　新規 イ　更新	 １件 １件	 16,000円 12,000円	 16,000円 12,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
(21) 酒類製造業許可申請手数料 ア　新規 イ　更新	 １件 １件	 16,000円 12,000円	 16,000円 12,000円	
(22) 豆腐製造業許可申請手数料 ア　新規 イ　更新	 １件 １件	 14,000円 10,500円	 14,000円 10,500円	
(23) 納豆製造業許可申請手数料 ア　新規 イ　更新	 １件 １件	 14,000円 10,500円	 14,000円 10,500円	
(24) 麺類製造業許可申請手数料 ア　新規 イ　更新	 １件 １件	 14,000円 10,500円	 14,000円 10,500円	
(25) そうざい製造業許可申請手数料 ア　新規 イ　更新	 １件 １件	 21,000円 15,800円	 21,000円 15,800円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ウ）食品衛生法（昭和22年法律第233号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（26）複合型そうざい製造業許可申請手数料				近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
ア　新規	１件	21,000円	21,000円	
イ　更新	１件	15,800円	15,800円	
（27）冷凍食品製造業許可申請手数料				
ア　新規	１件	21,000円	21,000円	
イ　更新	１件	15,800円	15,800円	
（28）複合型冷凍食品製造業許可申請手数料				
ア　新規	１件	21,000円	21,000円	
イ　更新	１件	15,800円	15,800円	
（29）漬物製造業許可申請手数料				
ア　新規	１件	14,000円	14,000円	
イ　更新	１件	10,500円	10,500円	
（30）密封包装食品製造業許可申請手数料				
ア　新規	１件	21,000円	21,000円	
イ　更新	１件	15,800円	15,800円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ウ）食品衛生法（昭和22年法律第233号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（31）食品の小分け業許可申請手数料				近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
ア　新規	１件	14,000円	14,000円	
イ　更新	１件	10,500円	10,500円	
（32）添加物製造業許可申請手数料				
ア　新規	１件	21,000円	21,000円	
イ　更新	１件	15,800円	15,800円	

（エ）理容師法（昭和22年法律第234号）及び美容師法（昭和32年法律第163号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）理容所又は美容所の検査手数料	１件	16,000円	16,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。

第２　改正の内容

１　手数料を改正するもの

⑶　**別表３（法律を根拠とする手数料）**

ウ　別　表

（オ）温泉法（昭和23年法律第125号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）温泉利用許可申請手数料	１件	35,000円	35,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
（２）温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	１件	7,400円	7,400円	

（カ）興行場法（昭和23年法律第137号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）興行場営業許可申請手数料 ア　常設の営業 イ　臨時又は仮設の営業	 １件 １件	 20,000円 6,000円	 20,000円 6,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。

（キ）旅館業法（昭和23年法律第138号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）旅館業許可申請手数料	１件	22,000円	22,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
（２）旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	１件	7,400円	7,400円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ク）公衆浴場法（昭和23年法律第139号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）浴場業許可申請手数料	１件	22,000円	22,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。

（ケ）化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）化製場設置許可申請手数料	１件	25,000円	21,000円	近隣市町との均衡を図るため、今回は長崎県と同一額まで現行手数料を改正する。今後も引き続き、県及び佐世保市と協議を行う。
（２）死亡獣蓄取扱場設置許可申請手数料	１件	15,000円	13,000円	
（３）動物の飼養又は収容の許可申請手数料	１件	7,000円 （１個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該申請件数に7,000円を乗じて得た金額）	7,000円 （１個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該申請件数に7,000円を乗じて得た金額）	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（コ）医療法（昭和23年法律第205号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）病院開設許可申請手数料	１件	41,000円	41,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
（２）診療所開設許可申請手数料	１件	18,000円	18,000円	
（３）助産所開設許可申請手数料	１件	11,000円	11,000円	
（４）病院検査手数料 ア　イ以外の場合 イ　構造設備の軽微な変更等で申請者が自ら検査する場合	 １件 １件	 43,000円 22,000円	 43,000円 22,000円	
（５）診療所検査手数料 ア　イ以外の場合 イ　構造設備の軽微な変更等で申請者が自ら検査する場合	 １件 １件	 22,000円 11,000円	 22,000円 11,000円	
（６）助産所検査手数料 ア　イ以外の場合 イ　構造設備の軽微な変更等で申請者が自ら検査する場合	 １件 １件	 16,000円 8,000円	 16,000円 8,000円	

（サ）死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）死体保存許可申請手数料	１件	3,400円	3,400円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）建築物に関する確認申請等手数料 ア　建築物を建築する場合（イ及びウに掲げる場合並びにエ及びオに掲げる移転する場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				長崎県からの通知により、県内行政庁で同額の取扱いとしている。
（ア）30平方メートル以内のもの	１件	8,000円	8,000円	
（イ）30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	１件	18,000円	18,000円	
（ウ）100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	１件	31,000円	31,000円	
（エ）200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	１件	42,000円	42,000円	
（オ）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	１件	66,000円	66,000円	
（カ）1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	１件	97,000円	97,000円	
（キ）2,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	231,000円	231,000円	
（ク）１万平方メートルを超え５万平方メートル以内のもの	１件	335,000円	335,000円	
（ケ）５万平方メートルを超えるもの	１件	561,000円	561,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
イ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号又は第２項の規定が適用される建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）第11条第１項又は第２項（これらの規定を建築物省エネ法第14条第２項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び建築基準法第６条の４第１項第３号に掲げる建築物を除く。）を建築する場合（ウに掲げる場合を除く。）は、当該建築に係る床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				長崎県からの通知により、県内行政庁で同額の取扱いとしている。
（ア）一戸建て住宅で200平方メートル未満のもの	１件	アの規定による金額に１１，０００円を加算した金額	アの規定による金額に１１，０００円を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）一戸建て住宅で200平方メートル以上のもの	１件	アの規定による金額に１２，０００円を加算した金額	アの規定による金額に１２，０００円を加算した金額	長崎県からの通知により、県内行政庁で同額の取扱いとしている。
（ウ）共同住宅等で300平方メートル未満のもの	１件	アの規定による金額に２１，０００円を加算した金額	アの規定による金額に２１，０００円を加算した金額	
（エ）共同住宅等で300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	アの規定による金額に３３，０００円を加算した金額	アの規定による金額に３３，０００円を加算した金額	
（オ）共同住宅等で2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	アの規定による金額に５３，０００円を加算した金額	アの規定による金額に５３，０００円を加算した金額	
（カ）共同住宅等で5,000平方メートル以上のもの	１件	アの規定による金額に６９，０００円を加算した金額	アの規定による金額に６９，０００円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
ウ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、アに掲げる区分	１件	アに掲げる区分による金額	アに掲げる区分による金額	長崎県からの通知により、県内行政庁で同額の取扱いとしている。
エ　建築物を移転（建築基準法第86条の７第４項の政令で定める範囲の移転に限る。）し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（オに掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	１件	アに掲げる区分による金額	アに掲げる区分による金額	
オ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	１件	アに掲げる区分による金額	アに掲げる区分による金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（２）建築物に関する完了検査申請等手数料 ア　建築物を建築した場合（イに掲げる場合及びウに掲げる移転した場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				長崎県からの通知により、県内行政庁で同額の取扱いとしている。
（ア）30平方メートル以内のもの	１件	20,000円	20,000円	
（イ）30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	１件	26,000円	26,000円	
（ウ）100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	１件	38,000円	38,000円	
（エ）200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	１件	43,000円	43,000円	
（オ）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	１件	59,000円	59,000円	
（カ）1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	１件	80,000円	80,000円	
（キ）2,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	193,000円	193,000円	
（ク）１万平方メートルを超え５万平方メートル以内のもの	１件	282,000円	282,000円	
（ケ）５万平方メートルを超えるもの	１件	493,000円	493,000円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
イ　建築物省エネ法第１０条第１項の規定が適用される建築物（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第４条第４号ハに該当する場合（特定建築行為（建築物省エネ法第11条第１項に規定する特定建築行為をいう。）に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。）及び建築基準法第６条の４第１項第３号に掲げる建築物を除く。次号において同じ。）を建築した場合は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				長崎県からの通知により、県内行政庁で同額の取扱いとしている。
（ア）30平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	長崎県からの通知により、県内行政庁で同額の取扱いとしている。
（ウ）100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	
（エ）200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に6,000円を加算した金額	アの規定による金額に6,000円を加算した金額	
（オ）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に10,000円を加算した金額	アの規定による金額に10,000円を加算した金額	
（カ）1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に１4,000円を加算した金額	アの規定による金額に１4,000円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（キ）2,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に34,000円を加算した金額	アの規定による金額に34,000円を加算した金額	長崎県からの通知により、県内行政庁で同額の取扱いとしている。
（ク）１万平方メートルを超え５万平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に49,000円を加算した金額	アの規定による金額に49,000円を加算した金額	
（ケ）５万平方メートルを超えるもの	１件	アの規定による金額に86,000円を加算した金額	アの規定による金額に86,000円を加算した金額	
ウ　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	１件	アに掲げる区分による金額	アに掲げる区分による金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（３）中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料 ア　建築物（当該建築物が建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物である場合に限る。ウにおいて同じ。）を建築した場合（移転した場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				長崎県からの通知により、県内行政庁で同額の取扱いとしている。
（ア）30平方メートル以内のもの	１件	16,000円	16,000円	
（イ）30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	１件	23,000円	23,000円	
（ウ）100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	１件	35,000円	35,000円	
（エ）200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	１件	40,000円	40,000円	
（オ）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	１件	55,000円	55,000円	
（カ）1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	１件	76,000円	76,000円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（キ）2,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	182,000円	182,000円	長崎県からの通知により、県内行政庁で同額の取扱いとしている。
（ク）１万平方メートルを超え５万平方メートル以内のもの	１件	268,000円	268,000円	
（ケ）５万平方メートルを超えるもの	１件	474,000円	474,000円	
イ　建築物省エネ法第１0条第１項の規定が適用される建築物を建築した場合は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ア）30平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	
（イ）30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ウ）100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	長崎県からの通知により、県内行政庁で同額の取扱いとしている。
（エ）200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に6,000円を加算した金額	アの規定による金額に6,000円を加算した金額	
（オ）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に10,000円を加算した金額	アの規定による金額に10,000円を加算した金額	
（カ）1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に１4,000円を加算した金額	アの規定による金額に１4,000円を加算した金額	
（キ）2,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に３4,000円を加算した金額	アの規定による金額に３4,000円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ク）１万平方メートルを超え５万平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に４9,000円を加算した金額	アの規定による金額に４9,000円を加算した金額	長崎県からの通知により、県内行政庁で同額の取扱いとしている。
（ケ）５万平方メートルを超えるもの	１件	アの規定による金額に８6,000円を加算した金額	アの規定による金額に８6,000円を加算した金額	
ウ　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	１件	アに掲げる区分による金額	アに掲げる区分による金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（４）建築物に関する中間検査申請等手数料 ア　中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				長崎県からの通知により、県内行政庁で同額の取扱いとしている。
（ア）30平方メートル以内のもの	１件	15,000円	15,000円	
（イ）30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	１件	20,000円	20,000円	
（ウ）100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	１件	32,000円	32,000円	
（エ）200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	１件	38,000円	38,000円	
（オ）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	１件	52,000円	52,000円	
（カ）1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	１件	70,000円	70,000円	
（キ）2,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	159,000円	159,000円	
（ク）１万平方メートルを超え５万平方メートル以内のもの	１件	239,000円	239,000円	
（ケ）５万平方メートルを超えるもの	１件	430,000円	430,000円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（５）検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	１件	120,000円	120,000円	長崎県からの通知により、県内行政庁で同額の取扱いとしている。
（６）道路位置指定申請手数料	１件	60,000円	50,000円	算定式のとおり
（７）道路位置指定変更申請手数料	１件	60,000円	50,000円	
（８）建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	１件	26,430円	26,000円	
（９）建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	１件	32,800円	33,000円	
（10）公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	１件	32,800円	33,000円	
（11）道路内における建築認定申請手数料	１件	26,430円	26,000円	
（12）公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	１件	157,660円	160,000円	
（13）壁面線外における建築許可申請手数料	１件	157,660円	160,000円	
（14）用途地域における建築等許可申請手数料	１件	177,060円	180,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
(15) 用途地域における建築等許可を受けた建築物に関する増築等許可申請手数料	１件	116,690円	120,000円	算定式のとおり
(16) 用途地域における日常生活に必要な建築物に関する建築許可申請手数料	１件	136,990円	140,000円	
(17) 特殊建築物等敷地許可申請手数料	１件	157,660円	160,000円	
(18) 建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	１件	26,420円	25,800円	
(19) 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	１件	157,660円	154,200円	
(20) 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	１件	33,260円	32,600円	
(21) 建築物の敷地面積の許可申請手数料	１件	157,660円	160,000円	
(22) 建築物の高さの特例認定申請手数料	１件	26,420円	25,800円	
(23) 建築物の高さの許可申請手数料	１件	157,660円	154,200円	
(24) 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	１件	157,660円	160,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（25）高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	１件	26,430円	27,000円	算定式のとおり
（26）高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	１件	157,660円	154,200円	
（27）高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	１件	157,660円	160,000円	
（28）高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	１件	157,660円	160,000円	
（29）敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	１件	157,660円	160,000円	
（30）再開発等促進区内等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	１件	26,430円	27,000円	
（31）再開発等促進区内等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	１件	157,660円	160,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（32）地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	１件	26,430円	27,000円	算定式のとおり
（33）地区計画又は沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	１件	157,660円	160,000円	
（34）地区計画等の区域内における建築物の容積率、各部分の高さ又は建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	１件	26,430円	27,000円	
（35）予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	１件	157,660円	160,000円	
（36）１年以内の仮設興行場等建築許可申請手数料	１件	116,890円	120,300円	
（37）１年を超える仮設興行場等建築許可申請手数料	１件	157,080円	160,300円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（38）一団地内の建築物の特例認定申請手数料				算定式のとおり
ア　建築物の数が１又は２である場合	１件	65,010円	63,600円	
イ　建築物の数が３以上である場合	１件	65,010円に２を超える建築物の数に２４，１８０円を乗じて得た金額を加算した金額	63,600円に２を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	
（39）既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料				
ア　建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が１である場合	１件	65,010円	63,600円	
イ　建築物の数が２以上である場合	１件	６５,０１０円に１を超える建築物の数に２４，１８０円を乗じて得た金額を加算した金額	63,600円に１を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（40）一団地内の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料				算定式のとおり
ア　建築物の数が１又は２である場合	１件	202,870円	199,100円	
イ　建築物の数が３以上である場合	１件	202,870円に２を超える建築物の数に24,180円を乗じて得た金額を加算した金額	199,100円に２を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	
（41）既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料				
ア　建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が１である場合	１件	202,870円	199,100円	
イ　建築物の数が２以上である場合	１件	202,870円に１を超える建築物の数に24,180円を乗じて得た金額を加算した金額	199,100円に１を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（42）一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料				算定式のとおり
ア　建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が１である場合	１件	65,010円	63,600円	
イ　建築物の数が２以上である場合	１件	65,010円に１を超える建築物の数に24,180円を乗じて得た金額を加算した金額	63,600円に１を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	
（43）一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料				
ア　建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が１である場合	１件	202,870円	199,100円	
イ　建築物の数が２以上である場合	１件	202,870円に１を超える建築物の数に24,180円を乗じて得た金額を加算した金額	199,100円に１を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（44）一敷地内許可建築物以外の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料				算定式のとおり
ア　建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が１である場合	１件	202,870円	199,100円	
イ　建築物の数が２以上である場合	１件	202,870円に１を超える建築物の数に24,180円を乗じて得た金額を加算した金額	199,100円に１を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	
（45）一団地内の建築物の認定又は許可の取消し申請手数料	１件	6,340円に現に存する建築物の数に11,970円を乗じて得た金額を加算した金額	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た金額を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
(46) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	１件	26,840円	27,000円	算定式のとおり
(47) 既存の一の建築物に関する増築等を含む２以上の工事の全体計画認定申請手数料	１件	26,840円	27,000円	
(48) 既存の一の建築物に関する増築等を含む２以上の工事の全体計画変更認定申請手数料	１件	26,840円	27,000円	
(49) 既存の一の建築物に関する用途の変更に伴う２以上の工事の全体計画認定申請手数料	１件	26,430円	27,000円	
(50) 既存の一の建築物に関する用途の変更に伴う２以上の工事の全体計画変更認定申請手数料	１件	26,430円	27,000円	
(51) 既存建築物の用途を一時的に興行場等に変更する場合の許可申請手数料	１件	116,890円	120,300円	
(52) 既存建築物の用途を一時的に特別興行場等に変更する場合の許可申請手数料	１件	156,980円	160,300円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
(53) 建築設備に関する確認申請等手数料				長崎県からの通知により、県内行政庁で同額の取扱いとしている。
ア　建築設備を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）				
（ア）建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	１件	13,000円	13,000円	
（イ）小荷物専用昇降機	１件	6,000円	6,000円	
イ　確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合				
（ア）建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	１件	9,000円	9,000円	
（イ）小荷物専用昇降機	１件	4,000円	4,000円	
(54) 建築設備に関する完了検査申請等手数料				
ア　建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置した場合	１件	17,000円	17,000円	
イ　小荷物専用昇降機を設置した場合	１件	11,000円	11,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（シ）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（55）工作物に関する確認申請等手数料				長崎県からの通知により、県内行政庁で同額の取扱いとしている。
ア　工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。）	１件	13,000円	13,000円	
イ　確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	１件	9,000円	9,000円	
（56）工作物に関する完了検査申請等手数料	１件	12,000円	12,000円	
（57）既存建築物の大規模修繕等に係る敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	１件	26,430円	26,000円	算定式のとおり
（58）既存建築物の大規模修繕等に係る道路内における建築認定申請手数料	１件	26,430円	26,000円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ス）クリーニング業法（昭和25年法律第207号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）クリーニング所検査手数料	１件	16,000円	16,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。

（セ）地方税法（昭和25年法律第226号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）固定資産課税台帳記載事項証明手数料	１件	400円（１通をもって２件以上の証明の請求があったときは、１件を増すごとに200円を加えた金額）	300円（１通をもって２件以上の証明の請求があったときは、１件を増すごとに150円を加えた金額）	**●諸証明手数料統一料金**

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ソ）狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）犬の登録手数料	１頭	3,900円	3,000円	算定式のとおり
（２）狂犬病予防注射済票交付手数料	１件	690円	550円	
（３）抑留した犬の飼養管理手数料	１頭１日	540円	366円	
（４）抑留した犬の返還手数料	１頭	4,900円	3,771円	
（５）狂犬病予防注射手数料	１件	3,350円	2,580円	
（６）犬の鑑札の再交付手数料	１件	1,840円	1,600円	
（７）狂犬病予防注射済票再交付手数料	１件	510円	340円	

（タ）毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）毒物劇物販売業登録申請手数料	１件	14,700円	14,700円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
（２）毒物劇物販売業登録更新申請手数料	１件	6,400円	6,400円	
（３）毒物劇物販売業登録票の書換え交付手数料	１件	2,400円	2,400円	
（４）毒物劇物販売業登録票の再交付手数料	１件	4,000円	4,000円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（チ）と畜場法（昭和28年法律第114号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）一般と畜場設置許可申請手数料	１件	22,000円	22,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
（２）簡易と畜場設置許可申請手数料	１件	10,000円	10,000円	
（３）と畜検査手数料				
ア　普通と畜の場合				
（ア）牛又は馬	１頭	500円	500円	
（イ）生後１年未満の牛又は馬	１頭	250円	250円	
（ウ）豚	１頭	250円	250円	
（エ）山羊又はめん羊	１頭	150円	150円	
イ　勤務時間外又は切迫と畜の場合				
（ア）牛又は馬	１頭	1,300円	1,300円	
（イ）生後１年未満の牛又は馬	１頭	1,000円	1,000円	
（ウ）豚	１頭	650円	650円	
（エ）山羊又はめん羊	１頭	400円	400円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ツ）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）優良宅地造成認定申請手数料				算定式のとおり
ア　造成宅地の面積に応じ、次に掲げる区分				
（ア）0.１ヘクタール以上0.３ヘクタール未満のもの	1件	143,000円	130,000円	
（イ）0.３ヘクタール以上0.６ヘクタール未満のもの	１件	209,000円	190,000円	
（ウ）0.６ヘクタール以上１ヘクタール未満のもの	１件	286,000円	260,000円	
（エ）１ヘクタール以上３ヘクタール未満のもの	１件	429,000円	390,000円	
（オ）３ヘクタール以上６ヘクタール未満のもの	１件	561,000円	510,000円	
（カ）６ヘクタール以上１０ヘクタール未満のもの	１件	726,000円	660,000円	
（キ）１０ヘクタール以上のもの	１件	957,000円	870,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ツ）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（２）優良住宅新築認定申請手数料				算定式のとおり
ア　新築住宅の床面積の合計に応じ次に掲げる区分				
（ア）100平方メートル以下のもの	１件	6,270円	6,200円	
（イ）100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	１件	8,610円	8,600円	
（ウ）500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	１件	12,970円	13,000円	
（エ）2,000平方メートルを超え１万平方メートル以下のもの	１件	35,080円	35,000円	
（オ）１万平方メートルを超え５万平方メートル以下のもの	１件	43,120円	43,000円	
（カ）５万平方メートルを超えるもの	１件	58,190円	58,000円	
（３）優良宅地造成認定申請手数料	１件	103,200円	86,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ツ）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（４）優良住宅新築認定申請手数料				算定式のとおり
ア　新築住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ア）100平方メートル以下のもの	１件	6,270円	6,200円	
（イ）100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	１件	8,610円	8,600円	
（ウ）500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	１件	12,970円	13,000円	
（エ）2,000平方メートルを超え１万平方メートル以下のもの	１件	35,080円	35,000円	
（オ）１万平方メートルを超えるもの	１件	43,120円	43,000円	
（５）住宅用家屋証明申請手数料	１件	1,300円	1,300円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（テ）臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）衛生検査所登録申請手数料	１件	80,000円	80,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
（２）衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	１件	8,200円	8,200円	
（３）衛生検査所登録証明書再交付手数料	１件	8,200円	8,200円	
（４）衛生検査所登録変更申請手数料	１件	61,000円	61,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ト）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）薬局開設許可申請手数料	１件	29,000円	29,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
（２）薬局開設許可更新申請手数料	１件	11,000円	11,000円	
（３）薬局製造販売医薬品の製造販売業許可申請手数料	１件	5,700円	5,700円	
（４）薬局製造販売医薬品の製造販売業許可更新申請手数料	１件	4,400円	4,400円	
（５）薬局製造販売医薬品の製造業許可申請手数料	１件	11,000円	11,000円	
（６）薬局製造販売医薬品の製造業許可更新申請手数料	１件	5,600円	5,600円	
（７）薬局製造販売医薬品の製造販売承認申請手数料	１品目	90円	90円	
（８）薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	１品目	90円	90円	
（９）医薬品販売業許可申請手数料	１件	29,000円	29,000円	
（10）医薬品販売業許可更新申請手数料	１件	11,000円	11,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ト）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（11）高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可申請手数料	１件	29,000円	29,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
（12）高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	１件	11,000円	11,000円	
（13）高度管理医療機器等販売業又は貸与業の営業所外従事許可申請手数料	１件	3,800円	3,800円	
（14）高度管理医療機器等販売業又は貸与業の営業所外従事許可証の書換え交付手数料	１件	2,000円	2,000円	
（15）高度管理医療機器等販売業又は貸与業の営業所外従事許可証の再交付手数料	１件	2,900円	2,900円	
（16）薬局開設許可証の書換え交付手数料	１件	2,000円	2,000円	
（17）薬局開設許可証の再交付手数料	１件	2,900円	2,900円	
（18）薬局製造販売医薬品の製造販売業許可証の書換え交付手数料	１件	2,000円	2,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ト）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（19）薬局製造販売医薬品の製造販売業許可証の再交付手数料	１件	2,900円	2,900円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
（20）薬局製造販売医薬品の製造業許可証の書換え交付手数料	１件	2,000円	2,000円	
（21）薬局製造販売医薬品の製造業許可証の再交付手数料	１件	2,900円	2,900円	
（22）医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付手数料	１件	2,000円	2,000円	
（23）医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業の許可証の再交付手数料	１件	2,900円	2,900円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ナ）宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料				算定式のとおり
ア　盛土又は切土をする土地の面積に応じ、次に掲げる区分				
（ア）500平方メートル以内のもの	１件	21,980円	21,000円	
（イ）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	１件	32,970円	32,000円	
（ウ）1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	１件	45,010円	44,000円	
（エ）2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	１件	62,840円	62,000円	
（オ）3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	１件	72,750円	72,000円	
（カ）5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	96,830円	96,000円	
（キ）１万平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの	１件	151,800円	150,000円	
（ク）２万平方メートルを超え４万平方メートル以内のもの	１件	230,310円	228,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ナ）宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ケ）４万平方メートルを超え７万平方メートル以内のもの	１件	356,990円	354,000円	算定式のとおり
（コ）７万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	１件	501,460円	498,000円	
（サ）10万平方メートルを超えるもの	１件	646,450円	642,000円	
（２）土石の堆積に関する工事の許可申請手数料				
ア　土石の堆積を行う土地の面積に応じ、次に掲げる区分				
（ア）500平方メートル以内のもの	１件	16,750円	16,000円	
（イ）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	１件	18,840円	18,000円	
（ウ）1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	１件	21,980円	21,000円	
（エ）2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	１件	25,120円	24,000円	
（オ）3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	１件	35,070円	34,000円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ナ）宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（カ）5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	38,210円	37,000円	算定式のとおり
（キ）１万平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの	１件	45,010円	44,000円	
（ク）２万平方メートルを超え４万平方メートル以内のもの	１件	59,150円	58,000円	
（ケ）４万平方メートルを超え７万平方メートル以内のもの	１件	79,040円	78,000円	
（コ）７万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	１件	115,680円	114,000円	
（サ）10万平方メートルを超えるもの	１件	139,230円	138,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ナ）宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）関係

区　分	単位	改正案	現　行	算定方法
（３）宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料	１件	次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が、646,450円を超えるときは、646,450円とする。 ア　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ第１号の規定による金額に10分の１を乗じて得た金額 イ　新たな盛土又は切土をする土地の編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ第１号の規定による金額 ウ　その他の変更については、10,000円	次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が、642,000円を超えるときは、642,000円とする。 ア　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ第１号の規定による金額に10分の１を乗じて得た金額 イ　新たな盛土又は切土をする土地の編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ第１号の規定による金額 ウ　その他の変更については、10,000円	算定式のとおり

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ナ）宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）関係

区　分	単位	改正案	現　行	算定方法
（４）土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料	１件	次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が、139,230円を超えるときは、139,230円とする。 ア　土石の堆積に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ第２号の規定による金額に10分の１を乗じて得た金額 イ　新たな土石の堆積を行う土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ第２号の規定による金額 ウ　その他の変更については、10,000円	次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が、138,000円を超えるときは、138,000円とする。 ア　土石の堆積に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ第２号の規定による金額に10分の１を乗じて得た金額 イ　新たな土石の堆積を行う土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ第２号の規定による金額 ウ　その他の変更については、10,000円	算定式のとおり

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ナ）宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（５）宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料				算定式のとおり
ア　盛土又は切土をする土地の面積に応じ、次に掲げる区分				
（ア）500平方メートル以内のもの	１件	10,460円	10,000円	
（イ）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	１件	11,510円	11,000円	
（ウ）1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	１件	12,560円	12,000円	
（エ）2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	１件	13,610円	13,000円	
（オ）3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	１件	15,180円	15,000円	
（カ）5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	16,220円	16,000円	
（キ）１万平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの	１件	17,790円	17,000円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ナ）宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ク）２万平方メートルを超え４万平方メートル以内のもの	１件	18,840円	18,000円	算定式のとおり
（ケ）４万平方メートルを超え７万平方メートル以内のもの	１件	20,930円	20,000円	
（コ）７万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	１件	26,690円	26,000円	
（サ）10万平方メートルを超えるもの	１件	27,210円	27,000円	
（６）宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明書の交付手数料	１件	400円	300円	●諸証明手数料統一料金
（７）宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明書の交付手数料	１件	5,370円	300円	算定式のとおり

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（二）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）住民基本台帳の閲覧手数料	１住民票	400円	300円	●諸証明手数料統一料金 ●多機能端末交付統一料金
（２）住民票の写しの交付手数料 ア　窓口又は郵送で交付するもの イ　多機能端末機で交付するもの	 １件 １件	 400円 200円	 300円 200円	
（３）除票の写しの交付手数料	１件	400円	300円	
（４）住民票又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料	１件	400円	300円	
（５）他市町村の住民票の写しの交付手数料	１件	400円	300円	
（６）戸籍の附票の写しの交付手数料 ア　窓口又は郵送で交付するもの イ　多機能端末機で交付するもの	 １件 １件	 400円 200円	 300円 200円	
（７）戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	１件	400円	300円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヌ）都市計画法（昭和43年法律第100号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）開発行為許可申請手数料				算定式のとおり
ア　主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合は、当該開発区域の面積に応じ、次に掲げる区分				
（ア）0.1ヘクタール未満のもの	１件	10,550円	8,600円	
（イ）0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	１件	26,390円	22,000円	
（ウ）0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	１件	51,600円	43,000円	
（エ）0.6ヘクタール以上１ヘクタール未満のもの	１件	103,200円	86,000円	
（オ）１ヘクタール以上３ヘクタール未満のもの	１件	143,000円	130,000円	
（カ）３ヘクタール以上６ヘクタール未満のもの	１件	187,000円	170,000円	
（キ）６ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	１件	242,000円	220,000円	
（ク）10ヘクタール以上のもの	１件	330,000円	300,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヌ）都市計画法（昭和43年法律第100号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
イ　主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合は、当該開発区域の面積に応じ、次に掲げる区分				算定式のとおり
（ア）0.1ヘクタール未満のもの	1件	15,600円	13,000円	
（イ）0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件	36,000円	30,000円	
（ウ）0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件	78,000円	65,000円	
（エ）0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件	132,000円	120,000円	
（オ）1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件	220,000円	200,000円	
（カ）3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件	297,000円	270,000円	
（キ）6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件	374,000円	340,000円	
（ク）10ヘクタール以上のもの	1件	528,000円	480,000円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヌ）都市計画法（昭和43年法律第100号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
ウ　その他の場合は、当該開発区域の面積に応じ、次に掲げる区分				算定式のとおり
（ア）０.１ヘクタール未満のもの	１件	103,200円	86,000円	
（イ）０.１ヘクタール以上０.３ヘクタール未満のもの	１件	143,000円	130,000円	
（ウ）０.３ヘクタール以上０.６ヘクタール未満のもの	１件	209,000円	190,000円	
（エ）０.６ヘクタール以上１ヘクタール未満のもの	１件	286,000円	260,000円	
（オ）１ヘクタール以上３ヘクタール未満のもの	１件	429,000円	390,000円	
（カ）３ヘクタール以上６ヘクタール未満のもの	１件	561,000円	510,000円	
（キ）６ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	１件	726,000円	660,000円	
（ク）10ヘクタール以上のもの	１件	957,000円	870,000円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヌ）都市計画法（昭和43年法律第100号）関係

区　分	単位	改正案	現　行	算定方法
（２）開発行為変更許可申請手数料	１件	次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が、957,000円を超えるときは、957,000円とする。 ア　開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ前号の規定による金額に10分の１を乗じて得た金額 イ　新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第３０条第１項第１号から第４号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号の規定による金額 ウ　その他の変更については、10,000円	次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が、870,000円を超えるときは、870,000円とする。 ア　開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ前号の規定による金額に10分の１を乗じて得た金額 イ　新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第３０条第１項第１号から第４号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号の規定による金額 ウ　その他の変更については、10,000円	算定式のとおり

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヌ）都市計画法（昭和43年法律第100号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（３）市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	１件	55,200円	46,000円	算定式のとおり
（４）予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	１件	31,200円	26,000円	
（５）開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料				
ア　敷地の面積に応じ、次に掲げる区分				
（ア）０.１ヘクタール未満のもの	１件	8,440円	6,900円	
（イ）０.１ヘクタール以上０.３ヘクタール未満のもの	１件	21,600円	18,000円	
（ウ）０.３ヘクタール以上０.６ヘクタール未満のもの	１件	46,800円	39,000円	
（エ）０.６ヘクタール以上１ヘクタール未満のもの	１件	82,800円	69,000円	
（オ）１ヘクタール以上のもの	１件	116,400円	97,000円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヌ）都市計画法（昭和43年法律第100号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（６）開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料				算定式のとおり
ア　承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が１ヘクタール未満のもの	１件	2,110円	1,700円	
イ　承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が１ヘクタール以上のもの	１件	3,250円	2,700円	
ウ　承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のもの	１件	20,400円	17,000円	
（７）開発登録簿の写しの交付手数料	１枚	610円	470円	
（８）開発行為又は建築に関する証明書等の交付手数料	１件	5,220円	300円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ネ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	１件	16,800円	14,000円	算定式のとおり
（２）一般廃棄物処分業許可申請手数料	１件	26,390円	22,000円	
（３）一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	１件	14,400円	12,000円	
（４）一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	１件	24,000円	20,000円	
（５）一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料 ア　廃棄物処理法第８条第４項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの イ　ア以外のもの	 １件 １件	 130,000円 110,000円	 130,000円 110,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
（６）一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料 ア　廃棄物処理法第８条第４項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの イ　ア以外のもの	 １件 １件	 120,000円 100,000円	 120,000円 100,000円	
（７）一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料	１件	33,000円	33,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ネ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（８）一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料	１件	20,000円	20,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
（９）一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料	１件	70,000円	70,000円	
（10）一般廃棄物処理施設設置者の法人合併又は分割認可申請手数料	１件	70,000円	70,000円	
（11）産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料	１件	33,000円	33,000円	
（12）産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料	１件	20,000円	20,000円	
（13）産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料	１件	70,000円	70,000円	
（14）産業廃棄物処理施設設置者の法人合併又は分割認可申請手数料	１件	70,000円	70,000円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ノ）動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料	１件	18,000円	15,000円	算定式のとおり
（２）特定動物の飼養又は保管の変更許可申請手数料	１件	13,200円	11,000円	
（３）犬又は猫の引取手数料	１件	2,720円	2,095円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ハ）浄化槽法（昭和58年法律第43号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）浄化槽清掃業許可申請手数料	１件	2,800円	2,000円	算定式のとおり
（２）浄化槽保守点検業登録手数料	１件	33,600円	32,500円	近隣市町との均衡を図るため、今回は長崎県と同一額まで現行手数料を改正する。今後も引き続き、県及び佐世保市と協議を行う。

（ヒ）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成２年法律第70号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）食鳥処理事業許可申請手数料	１件	19,000円	19,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
（２）食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	１件	10,000円	10,000円	
（３）食鳥検査手数料	１羽	4円	4円	
（４）確認規程認定申請手数料	１件	5,500円	5,500円	
（５）確認規程変更認定申請手数料	１件	2,300円	2,300円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（フ）計量法（平成４年法律第51号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）計量器定期検査手数料				算定式のとおり
ア　非自動はかり				
（ア）検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が１トン以下のもの				
a　ひょう量が100キログラム以下のもの	１個	1,710円	1,400円	
b　ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	１個	2,020円	1,800円	
c　ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	１個	2,330円	2,200円	
d　ひょう量が５００キログラムを超えるもの	１個	3,030円	3,100円	
（イ）棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	１個	500円	250円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（フ）計量法（平成４年法律第51号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ウ）（ア）又は（イ）に掲げるもの以外のもの				算定式のとおり
a　ひょう量が100キログラム以下のもの	１個	750円	500円	
b　ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	１個	1,260円	900円	
c　ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	１個	1,790円	1,500円	
d　ひょう量が500キログラムを超え１トン以下のもの	１個	2,260円	2,100円	
e　ひょう量が１トンを超え２トン以下のもの	１個	4,300円	3,700円	
f　ひょう量が２トンを超え５トン以下のもの	１個	6,780円	6,900円	
g　ひょう量が５トンを超え10トン以下のもの	１個	9,730円	10,700円	
h　ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	１個	13,050円	15,000円	
i　ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	１個	16,210円	19,100円	
j　ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	１個	18,140円	21,600円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（フ）計量法（平成４年法律第51号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
k　ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	１個	24,450円	29,800円	算定式のとおり
l　ひょう量が50トンを超えるもの	１個	40,930円	51,200円	
（エ）最小の目量又は表記された感量がひょう量の１万分の１未満のものである場合は、（ア）から（ウ）までに掲げる区分	１個	（ア）から（ウ）までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の２倍に相当する金額	（ア）から（ウ）までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の２倍に相当する金額	
イ　分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	１個	10円	10円	
（２）適正計量管理事業所指定検査手数料	１件	8,040円	7,400円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（へ）介護保険法（平成９年法律第123号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）指定居宅サービス事業者指定申請手数料	１件	18,000円	15,000円	算定式のとおり
（２）指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料	１件	13,000円	10,000円	
（３）指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料				
ア　指定地域密着型介護老人福祉施設	１件	63,320円	58,000円	
イ　ア以外のもの	１件	18,000円	15,000円	
（４）指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料				
ア　指定地域密着型介護老人福祉施設	１件	20,400円	17,000円	
イ　ア以外のもの	１件	13,000円	10,000円	
（５）指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	１件	18,000円	15,000円	
（６）指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	１件	13,000円	10,000円	
（７）指定介護老人福祉施設指定申請手数料	１件	63,320円	58,000円	
（８）指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料	１件	20,400円	17,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（へ）介護保険法（平成９年法律第123号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（９）介護老人保健施設開設許可申請手数料	１件	63,320円	58,000円	算定式のとおり
（10）介護老人保健施設変更許可申請手数料（構造又は設備の変更を伴うものに限る。）	１件	39,030円	33,000円	
（11）介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	１件	20,400円	17,000円	
（12）介護医療院開設許可申請手数料	１件	63,320円	58,000円	
（13）介護医療院変更許可申請手数料（構造又は設備の変更を伴うものに限る。）	１件	39,030円	33,000円	
（14）介護医療院開設許可更新申請手数料	１件	20,400円	17,000円	
（15）指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	１件	6,500円	5,000円	
（16）指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	１件	3,900円	3,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（へ）介護保険法（平成９年法律第123号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
(17) 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	１件	6,500円	5,000円	算定式のとおり
(18) 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	１件	3,900円	3,000円	
(19) 指定介護予防支援事業者指定申請手数料	１件	18,000円	15,000円	
(20) 指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料	１件	13,000円	10,000円	
(21) 第１号事業に係る指定事業者指定申請手数料				
ア　介護予防相当サービス事業	１件	6,500円	5,000円	
イ　第１号訪問基準緩和サービス事業	１件	5,590円	4,300円	
ウ　第１号通所基準緩和サービス事業	１件	5,720円	4,400円	
(22) 第１号事業に係る指定事業者指定更新申請手数料				
ア　介護予防相当サービス事業	１件	3,900円	3,000円	
イ　第１号訪問基準緩和サービス事業	１件	2,990円	2,300円	
ウ　第１号通所基準緩和サービス事業	１件	3,120円	2,400円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ホ）マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）マンション管理計画認定申請手数料又は認定更新申請手数料				算定式のとおり
ア　マンション管理適正化法第５条の14各号に掲げる基準に適合していることを証する書類として市長が別に定めるものを添付する場合				
（ア）長期修繕計画の数が1であるとき	１件	3,630円	3,500円	
（イ）長期修繕計画の数が２以上であるとき	１件	3,630円に１を超える長期修繕計画の数に1,620円を乗じて得た金額を加算した金額	3,500円に１を超える長期修繕計画の数に1,500円を乗じて得た金額を加算した金額	
イ　ア以外の場合				
（ア）長期修繕計画の数が1であるとき	１件	25,480円	24,900円	
（イ）長期修繕計画の数が２以上であるとき	１件	25,480円に１を超える長期修繕計画の数に14,690円を乗じて得た金額を加算した金額	24,900円に１を超える長期修繕計画の数に14,300円を乗じて得た金額を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ホ）マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（２）マンション管理計画変更認定申請手数料				算定式のとおり
ア　認定管理計画に係る長期修繕計画の数が１である場合	１件	12,750円（長期修繕計画を追加する場合にあっては、12,750円に当該追加する長期修繕計画の数に14,690円を乗じて得た金額を加算した金額）	12,400円（長期修繕計画を追加する場合にあっては、12,400円に当該追加する長期修繕計画の数に14,300円を乗じて得た金額を加算した金額）	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ホ）マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
イ　認定管理計画に係る長期修繕計画の数が２以上である場合	１件	12,750円に１を超える長期修繕計画の数に7,390円を乗じて得た金額を加算した金額（長期修繕計画を追加する場合にあっては、当該金額に当該追加する長期修繕計画の数に14,690円を乗じて得た金額を加算した金額）	12,400円に１を超える長期修繕計画の数に7,100円を乗じて得た金額を加算した金額（長期修繕計画を追加する場合にあっては、当該金額に当該追加する長期修繕計画の数に14,300円を乗じて得た金額を加算した金額）	算定式のとおり

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（マ）高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）サービス付き高齢者向け住宅の登録申請手数料又は登録更新申請手数料				算定式のとおり
ア　住宅の戸数に応じ、次に掲げる区分				
（ア）10戸以下のもの	１件	30,170円	27,000円	
（イ）10戸を超え20戸以下のもの	１件	34,190円	30,000円	
（ウ）20戸を超え30戸以下のもの	１件	38,210円	34,000円	
（エ）30戸を超え40戸以下のもの	１件	42,230円	37,000円	
（オ）40戸を超え50戸以下のもの	１件	46,250円	41,000円	
（カ）50戸を超え70戸以下のもの	１件	54,290円	48,000円	
（キ）70戸を超え100戸以下のもの	１件	66,350円	59,000円	
（ク）100戸を超えるもの	１件	78,410円	69,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ミ）土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）汚染土壌処理業許可申請手数料	１件	240,000円	240,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
（２）汚染土壌処理業許可更新申請手数料	１件	224,000円	224,000円	
（３）汚染土壌処理業変更許可申請手数料	１件	222,000円	222,000円	
（４）譲渡及び譲受の場合における汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料	１件	70,000円	70,000円	
（５）合併及び分割の場合における汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料	１件	70,000円	70,000円	
（６）相続の場合における汚染土壌処理業の承認申請手数料	１件	70,000円	70,000円	

（ム）マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）マンションの容積率又は各部分の高さに関する特例許可申請手数料	１件	157,660円	160,000円	算定式のとおり

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（メ）使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）使用済自動車の引取業者登録申請手数料	１件	3,000円	3,000円	近隣市町との均衡を図るため、県及び佐世保市と協議する必要があることから、今回は見直しを行わない。
（２）使用済自動車の引取業者登録更新申請手数料	１件	3,000円	3,000円	
（３）使用済自動車のフロン類回収業者登録申請手数料	１件	5,000円	5,000円	
（４）使用済自動車のフロン類回収業者登録更新申請手数料	１件	5,000円	5,000円	

（モ）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）鳥獣飼養登録申請手数料若しくは更新申請手数料又は登録票の再交付申請手数料	１件	4,420円	3,400円	算定式のとおり

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料				国からの通知による
ア　新築であって建築基準関係規定適合審査の申出がない場合				
（ア）確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合				
a　一戸建て住宅の場合	１件	12,760円	12,600円	
b　共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）500平方メートル以内のもの	１件	22,810円	22,500円	
（ｂ）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	１件	35,880円	35,500円	
（ｃ）1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	１件	63,010円	62,400円	
（ｄ）3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	１件	97,180円	96,200円	
（ｅ）5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	151,450円	149,900円	
（ｆ）１万平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの	１件	251,950円	249,500円	
（ｇ）２万平方メートルを超え３万平方メートル以内のもの	１件	322,300円	319,100円	
（ｈ）３万平方メートルを超えるもの	１件	365,850円	362,300円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）（ア）以外の場合				国からの通知による
a　一戸建て住宅の場合	１件	45,930円	45,400円	
b　共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）500平方メートル以内のもの	１件	107,230円	106,100円	
（ｂ）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	１件	171,220円	169,500円	
（ｃ）1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	１件	337,710円	334,400円	
（ｄ）3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	１件	604,370円	598,500円	
（ｅ）5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	1,038,530円	1,028,400円	
（ｆ）１万平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの	１件	1,920,920円	1,902,200円	
（ｇ）２万平方メートルを超え３万平方メートル以内のもの	１件	2,744,350円	2,717,700円	
（ｈ）３万平方メートルを超えるもの	１件	3,361,760円	3,329,100円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
イ　新築であって建築基準関係規定適合審査の申出があった場合				国からの通知による
（ア）確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合				
a　一戸建て住宅の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に12,760円を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に12,600円を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
b　共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ア（ア）ｂに掲げる区分	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（ア）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（ア）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	国からの通知による

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）（ア）以外の場合 a　一戸建て住宅の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に45,930円を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に45,400円を加算した金額	国からの通知による
b　共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ア（イ）ｂに掲げる区分	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（イ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（イ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
ウ　増築又は改築であって建築基準関係規定適合審査の申出がない場合（ただし、ア又はイにより認定を受けた場合にあっては、次号ウ又はエの規定による。）				国からの通知による
（ア）確認書又はその写しの添付がある場合				
a　一戸建て住宅の場合	１件	18,790円	18,600円	
b　共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）500平方メートル以内のもの	１件	33,870円	33,500円	
（ｂ）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	１件	55,480円	54,900円	
（ｃ）1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	１件	92,160円	91,200円	
（ｄ）3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	１件	147,430円	146,000円	
（ｅ）5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	224,820円	222,600円	
（ｆ）１万平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの	１件	381,600円	377,800円	
（ｇ）２万平方メートルを超え３万平方メートル以内のもの	１件	483,100円	478,400円	
（ｈ）３万平方メートルを超えるもの	１件	548,430円	543,100円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）（ア）以外の場合				国からの通知による
a　一戸建て住宅の場合	１件	68,540円	67,800円	
b　共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）500平方メートル以内のもの	１件	160,500円	158,900円	
（ｂ）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	１件	256,480円	253,900円	
（ｃ）1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	１件	506,220円	501,300円	
（ｄ）3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	１件	906,210円	897,400円	
（ｅ）5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	1,557,450円	1,542,300円	
（ｆ）１万平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの	１件	2,881,030円	2,853,000円	
（ｇ）２万平方メートルを超え３万平方メートル以内のもの	１件	4,116,180円	4,076,200円	
（ｈ）３万平方メートルを超えるもの	１件	5,042,290円	4,993,300円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
エ　増築又は改築であって建築基準関係規定適合審査の申出があった場合（ただし、ア又はイにより認定を受けた場合にあっては、次号ウ又はエの規定による。） （ア）確認書又はその写しの添付がある場合				国からの通知による
a　一戸建て住宅の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に18,790円を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に18,600円を加算した金額	
b　共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ウ（ア）ｂに掲げる区分	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にウ（ア）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にウ（ア）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）（ア）以外の場合 a　一戸建て住宅の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に68,540円を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に67,800円を加算した金額	国からの通知による
b　共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ウ（イ）ｂに掲げる区分	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にウ（イ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にウ（イ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
オ　建築行為を伴わない既存住宅であって建築基準関係規定適合審査の申出がない場合				国からの通知による
（ア）確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合				
a　一戸建て住宅の場合	１件	18,790円	18,600円	
b　共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）500平方メートル以内のもの	１件	33,870円	33,500円	
（ｂ）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	１件	55,480円	54,900円	
（ｃ）1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	１件	92,160円	91,200円	
（ｄ）3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	１件	147,430円	146,000円	
（ｅ）5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	224,820円	222,600円	
（ｆ）１万平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの	１件	381,600円	377,800円	
（ｇ）２万平方メートルを超え３万平方メートル以内のもの	１件	483,100円	478,400円	
（ｈ）３万平方メートルを超えるもの	１件	548,430円	543,100円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）（ア）以外の場合				国からの通知による
a　一戸建て住宅の場合	１件	68,540円	67,800円	
b　共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）500平方メートル以内のもの	１件	160,500円	158,900円	
（ｂ）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	１件	256,480円	253,900円	
（ｃ）1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	１件	506,220円	501,300円	
（ｄ）3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	１件	906,210円	897,400円	
（ｅ）5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	1,557,450円	1,542,300円	
（ｆ）１万平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの	１件	2,881,030円	2,853,000円	
（ｇ）２万平方メートルを超え３万平方メートル以内のもの	１件	4,116,180円	4,076,200円	
（ｈ）３万平方メートルを超えるもの	１件	5,042,290円	4,993,300円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
カ　建築行為を伴わない既存住宅であって建築基準関係規定適合審査の申出があった場合				国からの通知による
（ア）確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合 ａ　一戸建て住宅の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に18,790円を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に18,600円を加算した金額	
ｂ　共同住等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、オ（ア）ｂに掲げる区分	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にオ（ア）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にオ（ア）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）（ア）以外の場合 a　一戸建て住宅の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に68,540円を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に67,800円を加算した金額	国からの通知による
b　共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、オ（イ）ｂに掲げる区分	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にオ（イ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にオ（イ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（２）認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料				国からの通知による
ア　前号ア又はイにより認定を受けた住宅で建築基準関係規定適合審査の申出がない場合				
（ア）確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合				
a　一戸建て住宅の場合	１件	6,400円	6,300円	
b　共同住宅等の場合は、認定建築等計画の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号ア（ア）ｂに掲げる区分	１件	前号ア（ア）ｂに掲げる区分による金額	前号ア（ア）ｂに掲げる区分による金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）（ア）以外の場合				国からの通知による
a　一戸建て住宅の場合	１件	22,980円	22,700円	
b　共同住宅等の場合は、認定建築等計画の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号ア（イ）ｂに掲げる区分	１件	前号ア（イ）ｂに掲げる区分による金額	前号ア（イ）ｂに掲げる区分による金額	
イ　前号ア又はイにより認定を受けた住宅で建築基準関係規定適合審査の申出があった場合				
（ア）確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合				
a　一戸建て住宅の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に6,400円を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に6,300円を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
b　共同住宅等の場合は、認定建築等計画の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号イ（ア）ｂに掲げる区分	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に前号イ（ア）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に前号イ（ア）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	国からの通知による
（イ）（ア）以外の場合 a　一戸建て住宅の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に22,980円を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に22,700円を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
b　共同住宅等の場合は、認定建築等計画の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号イ（イ）ｂに掲げる区分	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に前号イ（イ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に前号イ（イ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	国からの通知による
ウ　前号ウ又はエにより認定を受けた住宅で建築基準関係規定適合審査の申出がない場合				
（ア）確認書又はその写しの添付がある場合				
a　一戸建て住宅の場合	１件	9,410円	9,300円	
b　共同住宅等の場合は、認定建築等計画の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号ウ（ア）ｂに掲げる区分	１件	前号ウ（ア）ｂに掲げる区分による金額	前号ウ（ア）ｂに掲げる区分による金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）（ア）以外の場合 a　一戸建て住宅の場合 b　共同住宅等の場合は、認定建築等計画の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号ウ（イ）ｂに掲げる区分	１件	34,290円 前号ウ（イ）ｂに掲げる区分による金額	33,900円 前号ウ（イ）ｂに掲げる区分による金額	国からの通知による
エ　前号ウ又はエにより認定を受けた住宅で建築基準関係規定適合審査の申出があった場合 （ア）確認書又はその写しの添付がある場合 a　一戸建て住宅の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に9,410円を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に9,300円を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
b　共同住宅等の場合は、認定建築等計画の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号ウ（ア）ｂに掲げる区分	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に前号ウ（ア）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に前号ウ（ア）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	国からの通知による
（イ）（ア）以外の場合 a　一戸建て住宅の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に34,290円を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に33,900円を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
b　共同住宅等の場合は、認定建築等計画の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号ウ（イ）ｂに掲げる区分	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に前号ウ（イ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に前号ウ（イ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	国からの通知による
オ　前号オ又はカにより認定を受けた住宅で建築基準関係規定適合審査の申出がない場合				
（ア）確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合				
a　一戸建て住宅の場合	１件	9,410円	9,300円	
b　共同住宅等の場合は、認定維持保全計画の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号オ（ア）ｂに掲げる区分	１件	前号オ（ア）ｂに掲げる区分による金額	前号オ（ア）ｂに掲げる区分による金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）（ア）以外の場合				国からの通知による
a　一戸建て住宅の場合	１件	34,290円	33,900円	
b　共同住宅等の場合は、認定維持保全計画の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号オ（イ）bに掲げる区分	１件	前号オ（イ）bに掲げる区分による金額	前号オ（イ）bに掲げる区分による金額	
カ　前号オ又はカにより認定を受けた住宅で建築基準関係規定適合審査の申出があった場合				
（ア）確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合				
a　一戸建て住宅の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に9,410円を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に9,300円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
b　共同住宅等の場合は、認定維持保全計画の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号オ（ア）ｂに掲げる区分	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に前号オ（ア）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に前号オ（ア）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	国からの通知による
（イ）（ア）以外の場合 a　一戸建て住宅の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に34,290円を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に33,500円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
b　共同住宅等の場合は、認定維持保全計画の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号オ（イ）ｂに掲げる区分	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に前号オ（イ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に前号オ（イ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	国からの通知による
（３）譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画等の認定変更申請手数料	１件	3,050円	3,000円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヤ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（４）区分所有住宅の管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画等の認定変更申請手数料	１件	3,050円	3,000円	国からの通知による
（５）長期優良住宅建築等計画等の認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料	１件	3,050円	3,000円	
（６）認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	１件	157,660円	160,000円	算定式のとおり

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料				国からの通知による
ア　建築基準関係規定適合審査の申出がない場合				
（ア）一戸建て住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下この項において同じ。）の住宅のみの場合（ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあっては、（ウ）の規定による。）				
a　低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が標準計算法のとき	１件	34,200円	33,800円	
b　低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様・計算併用法のとき	１件	25,490円	24,900円	
c　低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様基準のとき	１件	17,450円	17,200円	
d　低炭素建築物適合証の提出があるとき	１件	4,720円	4,600円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）共同住宅等の住棟全体の場合 a　低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が標準計算法のとき （ａ）共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分				国からの通知による
Ⅰ　１戸のもの	１件	143,510円	141,900円	
Ⅱ　１戸を超え５戸以下のもの	１件	178,280円	176,400円	
Ⅲ　５戸を超え10戸以下のもの	１件	206,490円	204,200円	
Ⅳ　10戸を超え25戸以下のもの	１件	245,950円	243,400円	
Ⅴ　25戸を超え50戸以下のもの	１件	305,580円	302,400円	
Ⅵ　50戸を超え100戸以下のもの	１件	390,670円	386,600円	
Ⅶ　100戸を超え200戸以下のもの	１件	490,440円	485,400円	
Ⅷ　200戸を超え300戸以下のもの	１件	609,090円	602,800円	
Ⅸ　300戸を超えるもの	１件	696,190円	689,000円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ｂ）共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に70,960円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に70,300円を加算した金額	国からの通知による
（ｃ）共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に171,460円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に169,800円を加算した金額	
（ｄ）共用部分床面積が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に251,320円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に248,700円を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ｅ）共用部分床面積が１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に321,600円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に318,300円を加算した金額	国からの通知による
（ｆ）共用部分床面積が２万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に392,560円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に388,600円を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
b　低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様・計算併用法のとき （ａ）共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分				国からの通知による
Ⅰ　１戸のもの	１件	134,800円	133,000円	
Ⅱ　１戸を超え５戸以下のもの	１件	160,190円	158,000円	
Ⅲ　５戸を超え10戸以下のもの	１件	180,960円	178,300円	
Ⅳ　10戸を超え25戸以下のもの	１件	211,780円	208,500円	
Ⅴ　25戸を超え50戸以下のもの	１件	258,680円	254,400円	
Ⅵ　50戸を超え100戸以下のもの	１件	327,690円	322,000円	
Ⅶ　100戸を超え200戸以下のもの	１件	410,770円	403,400円	
Ⅷ　200戸を超え300戸以下のもの	１件	502,560円	493,300円	
Ⅸ　300戸を超えるもの	１件	565,610円	554,900円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ｂ）共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に70,960円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に70,300円を加算した金額	国からの通知による
（ｃ）共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に171,460円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に169,800円を加算した金額	
（ｄ）共用部分床面積が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に251,320円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に248,700円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ｅ）共用部分床面積が１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に321,600円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に318,300円を加算した金額	国からの通知による
（ｆ）共用部分床面積が２万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に392,560円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に388,600円を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
ｃ　低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様基準のとき （ａ）共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分				国からの通知による
Ⅰ　１戸のもの	１件	126,690円	125,300円	
Ⅱ　１戸を超え５戸以下のもの	１件	142,040円	140,600円	
Ⅲ　５戸を超え10戸以下のもの	１件	156,910円	155,200円	
Ⅳ　10戸を超え25戸以下のもの	１件	177,550円	175,700円	
Ⅴ　25戸を超え50戸以下のもの	１件	212,450円	210,200円	
Ⅵ　50戸を超え100戸以下のもの	１件	265,380円	262,600円	
Ⅶ　100戸を超え200戸以下のもの	１件	331,650円	328,300円	
Ⅷ　200戸を超え300戸以下のもの	１件	396,640円	392,600円	
Ⅸ　300戸を超えるもの	１件	436,300円	431,700円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ｂ）共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に70,960円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に70,300円を加算した金額	国からの通知による
（ｃ）共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に171,460円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に169,800円を加算した金額	
（ｄ）共用部分床面積が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に251,320円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に248,700円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ｅ）共用部分床面積が１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に321,600円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に318,300円を加算した金額	国からの通知による
（ｆ）共用部分床面積が２万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に392,560円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に388,600円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
d　低炭素建築物適合証の提出がある場合				国からの通知による
（ａ）共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分				
Ⅰ　１戸のもの	１件	14,130円	13,900円	
Ⅱ　１戸を超え５戸以下のもの	１件	18,820円	18,600円	
Ⅲ　５戸を超え10戸以下のもの	１件	25,520円	25,200円	
Ⅳ　10戸を超え25戸以下のもの	１件	36,240円	35,800円	
Ⅴ　25戸を超え50戸以下のもの	１件	54,330円	53,700円	
Ⅵ　50戸を超え100戸以下のもの	１件	89,840円	88,900円	
Ⅶ　100戸を超え200戸以下のもの	１件	136,740円	135,300円	
Ⅷ　200戸を超え300戸以下のもの	１件	170,240円	168,400円	
Ⅸ　300戸を超えるもの	１件	180,960円	179,100円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ｂ）共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に17,420円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に17,200円を加算した金額	国からの通知による
（ｃ）共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に71,020円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に70,300円を加算した金額	
（ｄ）共用部分床面積が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に117,920円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に116,700円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ｅ）共用部分床面積が１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に151,420円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に149,800円を加算した金額	国からの通知による
（ｆ）共用部分床面積が２万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に191,620円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に189,600円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ウ）複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の場合	１件	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する（イ）に掲げる区分による金額（住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の場合にあっては、（ア）に掲げる区分による金額）に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を１棟の建築物とみなして適用する（エ）に掲げる区分による金額を加算した金額	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する（イ）に掲げる区分による金額（住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の場合にあっては、（ア）に掲げる区分による金額）に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を１棟の建築物とみなして適用する（エ）に掲げる区分による金額を加算した金額	国からの通知による

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（エ）非住宅建築物の全体の場合 a　低炭素建築物適合証の提出がない場合 （ａ）１棟の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				国からの通知による
Ⅰ　300平方メートル以内のもの	１件	241,230円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあっては、109,240円）	238,700円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあっては、108,100円）	
Ⅱ　300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	１件	384,610円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあっては、180,200円）	380,700円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあっては、178,400円）	
Ⅲ　2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	１件	547,420円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあっては、280,700円）	541,800円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあっては、277,900円）	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
Ⅳ　5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	671,370円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあっては、360,560円）	664,500円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあっては、356,800円）	国からの通知による
Ⅴ　１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内のもの	１件	791,300円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあっては、430,840円）	783,200円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあっては、426,400円）	
Ⅵ　２万5,000平方メートルを超えるもの	１件	903,190円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあっては、501,800円）	893,900円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあっては、496,700円）	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
b　低炭素建築物適合証の提出がある場合				国からの通知による
（ａ）１棟の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
Ⅰ　300平方メートル以内のもの	１件	9,410円	9,300円	
Ⅱ　300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	１件	26,830円	26,500円	
Ⅲ　2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	１件	80,430円	79,600円	
Ⅳ　5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	127,330円	126,000円	
Ⅴ　１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内のもの	１件	160,830円	159,100円	
Ⅵ　２万5,000平方メートルを超えるもの	１件	201,030円	198,900円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
イ　建築基準関係規定適合審査の申出があった場合 （ア）一戸建て住宅の住宅のみの場合（ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあっては、（ウ）の規定による。）	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（ア）に掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（ア）に掲げる区分による金額を加算した金額	国からの通知による
（イ）　共同住宅等の住棟全体の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（イ）に掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（イ）に掲げる区分による金額を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ウ）複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（ウ）に掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（ウ）に掲げる区分による金額を加算した金額	国からの通知による
（エ）非住宅建築物の全体の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（エ）に掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（エ）に掲げる区分による金額を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（２）低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料 ア　建築基準関係規定適合審査の申出がない場合 （ア）一戸建て住宅の住宅のみの場合（ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあっては、（ウ）の規定による。）				国からの通知による
a　低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が標準計算法のとき	１件	17,120円	16,900円	
b　低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様・計算併用法のとき	１件	12,760円	12,400円	
c　低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様基準のとき	１件	8,740円	8,600円	
d　低炭素建築物適合証の提出があるとき	１件	2,380円	2,300円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）共同住宅等の住棟全体の場合 ａ　低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が標準計算法のとき （ａ）共用部分変更床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分				国からの通知による
Ⅰ　１戸のもの	１件	126,370円	125,000円	
Ⅱ　１戸を超え５戸以下のもの	１件	143,760円	142,200円	
Ⅲ　５戸を超え１０戸以下のもの	１件	157,860円	156,100円	
Ⅳ　１０戸を超え２５戸以下のもの	１件	177,590円	175,700円	
Ⅴ　２５戸を超え５０戸以下のもの	１件	207,410円	205,200円	
Ⅵ　５０戸を超え１００戸以下のもの	１件	249,950円	247,300円	
Ⅶ　１００戸を超え２００戸以下のもの	１件	299,840円	296,700円	
Ⅷ　２００戸を超え３００戸以下のもの	１件	359,160円	355,400円	
Ⅸ　３００戸を超えるもの	１件	402,710円	398,500円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ｂ）共用部分変更床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に70,960円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に70,300円を加算した金額	国からの通知による
（ｃ）共用部分変更床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に171,460円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に169,800円を加算した金額	
（ｄ）共用部分変更床面積が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に251,320円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に248,700円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ｅ）共用部分変更床面積が１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に321,600円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に318,300円を加算した金額	国からの通知による
（ｆ）共用部分変更床面積が２万5,０００平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に392,560円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ａ（ａ）に掲げる区分による金額に388,600円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
b　低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様・計算併用法のとき （ａ）共用部分変更床面積が３００平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分	件			国からの通知による
Ⅰ　１戸のもの	１件	122,020円	120,500円	
Ⅱ　１戸を超え５戸以下のもの	１件	134,710円	133,000円	
Ⅲ　５戸を超え１０戸以下のもの	１件	145,100円	143,200円	
Ⅳ　１０戸を超え２５戸以下のもの	１件	160,510円	158,300円	
Ⅴ　２５戸を超え５０戸以下のもの	１件	183,960円	181,200円	
Ⅵ　５０戸を超え１００戸以下のもの	１件	218,460円	215,000円	
Ⅶ　１００戸を超え２００戸以下のもの	１件	260,000円	255,700円	
Ⅷ　２００戸を超え３００戸以下のもの	１件	305,900円	300,700円	
Ⅸ　３００戸を超えるもの	１件	337,420円	331,500円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ｂ）共用部分変更床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に70,960円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に70,300円を加算した金額	国からの通知による
（ｃ）共用部分変更床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に171,460円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に169,800円を加算した金額	
（ｄ）共用部分変更床面積が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に251,320円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に248,700円を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ｅ）共用部分変更床面積が１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に321,600円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に318,300円を加算した金額	国からの通知による
（ｆ）共用部分変更床面積が２万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に392,560円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｂ（ａ）に掲げる区分による金額に388,600円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
c　低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様基準のとき （a）共用部分変更床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分				国からの通知による
Ⅰ　１戸のもの	１件	117,960円	116,700円	
Ⅱ　１戸を超え５戸以下のもの	１件	125,640円	124,300円	
Ⅲ　５戸を超え１０戸以下のもの	１件	133,070円	131,600円	
Ⅳ　１０戸を超え２５戸以下のもの	１件	143,390円	141,900円	
Ⅴ　２５戸を超え５０戸以下のもの	１件	160,840円	159,100円	
Ⅵ　５０戸を超え１００戸以下のもの	１件	187,310円	185,300円	
Ⅶ　１００戸を超え２００戸以下のもの	１件	220,440円	218,200円	
Ⅷ　２００戸を超え３００戸以下のもの	１件	252,940円	250,300円	
Ⅸ　３００戸を超えるもの	１件	272,770円	269,900円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ｂ）共用部分変更床面積が３００平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に70,960円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に70,300円を加算した金額	国からの通知による
（ｃ）共用部分変更床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に171,460円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に169,800円を加算した金額	
（ｄ）共用部分変更床面積が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に251,320円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に248,700円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ｅ）共用部分変更床面積が１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に321,600円を加算した金額	同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に318,300円を加算した金額	国からの通知による
（ｆ）共用部分変更床面積が２万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に392,560円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｃ（ａ）に掲げる区分による金額に388,600円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
d　低炭素建築物適合証の提出がある場合				
（ａ）共用部分変更床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分				
Ⅰ　１戸のもの	１件	11,770円	11,600円	
Ⅱ　１戸を超え５戸以下のもの	１件	14,110円	13,900円	
Ⅲ　５戸を超え１０戸以下のもの	１件	17,460円	17,200円	
Ⅳ　１０戸を超え２５戸以下のもの	１件	22,820円	22,500円	
Ⅴ　２５戸を超え５０戸以下のもの	１件	31,870円	31,500円	
Ⅵ　５０戸を超え１００戸以下のもの	１件	49,620円	49,100円	
Ⅶ　１００戸を超え２００戸以下のもの	１件	73,070円	72,300円	
Ⅷ　２００戸を超え３００戸以下のもの	１件	89,820円	88,800円	
Ⅸ　３００戸を超えるもの	１件	95,180円	94,200円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ｂ）共用部分変更床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に17,420円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に17,200円を加算した金額	国からの通知による
（ｃ）共用部分変更床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に71,020円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に70,300円を加算した金額	
（ｄ）共用部分変更床面積が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に117,920円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に116,700円を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ｅ）用部分変更床面積が１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に151,420円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に149,800円を加算した金額	国からの通知による
（ｆ）共用部分変更床面積が２万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に191,620円を加算した金額る金額を加算した額）にア（イ）に掲げる区分による金額を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）ｄ（ａ）に掲げる区分による金額に189,600円を加算した金額る金額を加算した額）にア（イ）に掲げる区分による金額を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ウ）複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の場合	１件	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する（イ）に掲げる区分による金額（住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の場合にあっては、（ア）に掲げる区分による金額）に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を１棟の建築物とみなして適用する（エ）に掲げる区分による金額を加算した金額	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する（イ）に掲げる区分による金額（住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の場合にあっては、（ア）に掲げる区分による金額）に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を１棟の建築物とみなして適用する（エ）に掲げる区分による金額を加算した金額	国からの通知による
（エ）非住宅建築物の全体の場合	１件	１棟の建築物（複合建築物の場合は共用部分を除く非住宅建築物部分）の計画変更に係る部分の床面積の２分の１の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積）について、前号ア（エ）に掲げる区分に応じた金額	１棟の建築物（複合建築物の場合は共用部分を除く非住宅建築物部分）の計画変更に係る部分の床面積の２分の１の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積）について、前号ア（エ）に掲げる区分に応じた金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
イ　建築基準関係規定適合審査の申出があった場合				国からの通知による
（ア）一戸建て住宅の住宅のみの場合（ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあっては、（ウ）の規定による。）	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（ア）に掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（ア）に掲げる区分による金額を加算した金額	
（イ）共同住宅等の住棟全体の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（イ）に掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（イ）に掲げる区分による金額を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ユ）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ウ）複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（ウ）に掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（ウ）に掲げる区分による金額を加算した金額	国からの通知による
（エ）非住宅建築物の全体の場合	１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（エ）に掲げる区分による金額を加算した金額	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア（エ）に掲げる区分による金額を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料				国からの通知による
ア　一戸建て住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下この項において同じ。）の場合				
（ア）評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
a　200平方メートル未満のもの	１件	34,200円	33,800円	
b　200平方メートル以上のもの	１件	38,220円	37,800円	
（イ）評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
a　200平方メートル未満のもの	１件	25,490円	25,200円	
b　200平方メートル以上のもの	１件	28,170円	27,800円	
（ウ）評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
a　200平方メートル未満のもの	１件	17,450円	17,200円	
b　200平方メートル以上のもの	１件	18,790円	18,600円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
イ　共同住宅等の場合				国からの通知による
（ア）評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
a　300平方メートル未満のもの	１件	69,040円	68,300円	
b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	115,270円	114,000円	
c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	196,340円	194,300円	
d　5,000平方メートル以上のもの	１件	281,430円	278,500円	
（イ）評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
a　300平方メートル未満のもの	１件	50,950円	50,400円	
b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	85,790円	84,900円	
c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	149,440円	147,900円	
d　5,000平方メートル以上のもの	１件	218,450円	216,200円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ウ）評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				国からの通知による
a　300平方メートル未満のもの	１件	32,860円	32,500円	
b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	57,050円	56,400円	
c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	103,210円	102,100円	
d　5,000平方メートル以上のもの	１件	156,140円	154,500円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
ウ　建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合				国からの通知による
（ア）非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
a　300平方メートル未満のもの	１件	18,790円	18,600円	
b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	37,550円	37,100円	
c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	95,170円	94,200円	
d　5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	143,410円	141,900円	
e　１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	１件	178,250円	176,400円	
f　２万5,000平方メートル以上のもの	１件	221,130円	218,800円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				国からの通知による
a　300平方メートル未満のもの	１件	22,810円	22,500円	
b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	42,910円	42,400円	
c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	101,870円	100,800円	
d　5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	150,850円	149,200円	
e　１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	１件	186,290円	184,300円	
f　２万5,000平方メートル以上のもの	１件	230,510円	228,100円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
エ　アからウまで以外の場合				国からの通知による
（ア）非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
a　300平方メートル未満のもの	１件	87,130円	86,200円	
b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	146,090円	144,600円	
c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	236,540円	234,100円	
d　5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	308,970円	305,700円	
e　１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	１件	371,210円	367,400円	
f　２万5,000平方メートル以上のもの	１件	435,530円	431,000円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				国からの通知による
a　300平方メートル未満のもの	１件	227,830円	225,500円	
b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	368,530円	364,700円	
c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	525,980円	520,600円	
d　5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	１件	647,920円	641,300円	
e　１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	１件	765,840円	758,000円	
f　２万5,000平方メートル以上のもの	１件	873,710円	864,800円	
オ　住宅及び非住宅建築物の複合建築物の場合	１件	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとにアからエまでに該当する金額を合計した金額	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとにアからエまでに該当する金額を合計した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（２）建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定変更手数料				国からの通知による
ア　一戸建て住宅の場合				
（ア）評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
a　200平方メートル未満のもの	１件	17,120円	16,900円	
b　200平方メートル以上のもの	１件	19,130円	18,900円	
（イ）評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
a　200平方メートル未満のもの	１件	12,760円	12,600円	
b　200平方メートル以上のもの	１件	14,100円	13,900円	
（ウ）評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
a　200平方メートル未満のもの	１件	8,740円	8,600円	
b　200平方メートル以上のもの	１件	9,410円	9,300円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
イ　共同住宅等の場合				国からの通知による
（ア）評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
a　300平方メートル未満のもの	１件	34,540円	34,100円	
b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	57,650円	57,000円	
c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	98,190円	97,100円	
d　5,000平方メートル以上のもの	１件	140,730円	139,200円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				国からの通知による
a　300平方メートル未満のもの	１件	25,490円	25,200円	
b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	42,910円	42,400円	
c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	74,740円	73,900円	
d　5,000平方メートル以上のもの	１件	109,240円	108,100円	
（ウ）評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
a　300平方メートル未満のもの	１件	16,450円	16,200円	
b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	28,570円	28,200円	
c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	51,620円	51,000円	
d　5,000平方メートル以上のもの	１件	78,090円	77,200円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
ウ　建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合				国からの通知による
（ア）非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
a　300平方メートル未満のもの	１件	9,410円	9,300円	
b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	18,790円	18,500円	
c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	47,600円	47,100円	
d　5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	71,720円	70,900円	
e　１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	１件	89,140円	88,200円	
f　２万5,000平方メートル以上のもの	１件	110,580円	109,400円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				国からの通知による
a　300平方メートル未満のもの	１件	11,420円	11,200円	
b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	21,410円	21,200円	
c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	50,950円	50,400円	
d　5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	75,410円	74,600円	
e　１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	１件	93,160円	92,100円	
f　２万5,000平方メートル以上のもの	１件	115,270円	114,000円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
エ　アからウまで以外の場合				国からの通知による
（ア）非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
a　300平方メートル未満のもの	１件	43,580円	43,100円	
b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	73,060円	72,300円	
c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	118,290円	117,000円	
d　5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	154,470円	152,800円	
e　１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	１件	185,620円	183,700円	
f　２万5,000平方メートル以上のもの	１件	217,780円	215,500円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				国からの通知による
a　300平方メートル未満のもの	１件	113,930円	112,700円	
b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	184,280円	182,300円	
c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	263,010円	260,300円	
d　5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	323,910円	320,600円	
e　１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	１件	382,940円	379,000円	
f　２万5,000平方メートル以上のもの	１件	436,870円	432,400円	
オ　住宅及び非住宅建築物の複合建築物の場合		住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとにアからエまでに該当する金額を合計した金額	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとにアからエまでに該当する金額を合計した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（３）建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料				国からの通知による
ア　建築基準関係規定適合審査の申出がない場合				
（ア）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（（オ）又は（キ）に掲げる場合を除く。）				
ａ　一戸建て住宅の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）200平方メートル未満のもの	１件	4,710円	4,600円	
（ｂ）200平方メートル以上のもの	１件	4,710円	4,600円	
ｂ　共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）300平方メートル未満のもの	１件	9,400円	9,300円	
（ｂ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	20,120円	19,900円	
（ｃ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	44,910円	44,400円	
（ｄ）5,000平方メートル以上のもの	１件	80,420円	79,600円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（ウ）、（エ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）200平方メートル未満のもの	１件	34,190円	33,800円	
（ｂ）250平方メートル以上のもの	１件	38,210円	37,800円	
b　共同住宅等で評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）300平方メートル未満のもの	１件	69,030円	68,300円	
（ｂ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	115,260円	114,000円	
（ｃ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	196,330円	194,300円	
（ｄ）5,000平方メートル以上のもの	１件	281,420円	278,500円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ウ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（イ）、（エ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）200平方メートル未満のもの	１件	25,480円	24,900円	
（ｂ）200平方メートル以上のもの	１件	28,160円	27,500円	
b　共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）300平方メートル未満のもの	１件	50,940円	49,800円	
（ｂ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	85,780円	84,000円	
（ｃ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	149,430円	146,300円	
（ｄ）5,000平方メートル以上のもの	１件	218,440円	213,900円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（エ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（イ）、（ウ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）200平方メートル未満のもの	１件	17,440円	17,200円	
（ｂ）200平方メートル以上のもの	１件	18,780円	18,500円	
b　共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）300平方メートル未満のもの	１件	32,850円	32,500円	
（ｂ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	56,970円	56,300円	
（ｃ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	103,200円	102,100円	
（ｄ）5,000平方メートル以上のもの	１件	156,130円	154,500円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（オ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（（ア）又は（キ）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）300平方メートル未満のもの	１件	9,400円	9,300円	
（ｂ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	26,820円	26,500円	
（ｃ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	80,420円	79,600円	
（ｄ）5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	127,320円	126,000円	
（ｅ）１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	１件	160,820円	159,100円	
（ｆ）２万5,000平方メートル以上のもの	１件	201,020円	198,900円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（カ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（イ）から（エ）まで又は（ク）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
ａ　非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）300平方メートル未満のもの	１件	87,120円	86,200円	
（ｂ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	146,080円	144,500円	
（ｃ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	236,530円	234,100円	
（ｄ）5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	308,890円	305,700円	
（ｅ）１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	１件	371,200円	367,400円	
（ｆ）２万5,000平方メートル以上のもの	１件	435,520円	431,000円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（キ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（（ア）又は（オ）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）300平方メートル未満のもの	１件	9,400円	9,300円	
（ｂ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	26,820円	26,500円	
（ｃ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	80,420円	79,600円	
（ｄ）5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	127,320円	126,000円	
（ｅ）１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	１件	160,820円	159,100円	
（ｆ）２万5,000平方メートル以上のもの	１件	201,020円	198,900円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ク）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（イ）から（エ）まで又は（カ）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）300平方メートル未満のもの	１件	227,820円	225,500円	
（ｂ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	368,520円	364,700円	
（ｃ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	525,970円	520,600円	
（ｄ）5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	647,910円	641,300円	
（ｅ）１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	１件	765,830円	758,000円	
（ｆ）２万5,000平方メートル以上のもの	１件	873,700円	864,700円	
（ケ）住宅及び非住宅建築物の複合建築物	１件	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに（ア）から（ク）までに該当する金額を合計した金額	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに（ア）から（ク）までに該当する金額を合計した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
イ　建築基準関係規定適合審査の申出がある場合				国からの通知による
（ア）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（（オ）又は（キ）に掲げる場合を除く。）				
a　一戸建て住宅の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ア）ａに掲げる区分による金額を加算した金額	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ア）ａに掲げる区分による金額を加算した金額	
b　共同住宅等の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ア）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ア）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（ウ）、（エ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（イ）ａに掲げる区分による金額を加算した金額	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（イ）ａに掲げる区分による金額を加算した金額	
b　共同住宅等で評価手法が標準計算法の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（イ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（イ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ウ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（イ）、（エ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ウ）ａに掲げる区分による金額を加算した金額	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ウ）ａに掲げる区分による金額を加算した金額	
b　共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ウ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ウ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（エ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（イ）、（ウ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（エ）ａに掲げる区分による金額を加算した金額	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（エ）ａに掲げる区分による金額を加算した金額	
b　共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（エ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（エ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（オ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（（ア）又は（キ）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	１件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（オ）に掲げる区分による金額を加算した金額	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（オ）に掲げる区分による金額を加算した金額	
（カ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（イ）から（エ）まで又は（ク）に掲げる場合を除く。）				
a　非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	１件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（カ）に掲げる区分による金額を加算した金額	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（カ）に掲げる区分による金額を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（キ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（（ア）又は（オ）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	１件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（キ）に掲げる区分による金額を加算した金額	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（キ）に掲げる区分による金額を加算した金額	
（ク）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（イ）から（エ）まで又は（カ）に掲げる場合を除く。）				
a　非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	１件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ク）に掲げる区分による金額を加算した金額	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ク）に掲げる区分による金額を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ケ）住宅及び非住宅建築物の複合建築物	１件	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに（ア）から（ク）までに該当する金額を合計した金額	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに（ア）から（ク）までに該当する金額を合計した金額	国からの通知による
（４）複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	１件	計画に係る一の建築物ごとの前号に掲げる区分に応じた金額を合計した金額	計画に係る一の建築物ごとの前号に掲げる区分に応じた金額を合計した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（５）建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料				国からの通知による
ア　建築基準関係規定適合審査の申出がない場合				
（ア）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（（オ）又は（キ）に掲げる場合を除く。）				
a　一戸建て住宅の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）200平方メートル未満のもの	１件	2,370円	2,300円	
（ｂ）200平方メートル以上のもの	１件	2,370円	2,300円	
b　共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）300平方メートル未満のもの	１件	4,710円	4,600円	
（ｂ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	10,070円	9,900円	
（ｃ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	22,470円	22,200円	
（ｄ）5,000平方メートル以上のもの	１件	40,220円	39,800円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（ウ）、（エ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）200平方メートル未満のもの	１件	17,110円	16,900円	
（ｂ）200平方メートル以上のもの	１件	19,120円	18,900円	
b　共同住宅等で評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）300平方メートル未満のもの	１件	34,530円	34,100円	
（ｂ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	57,640円	57,000円	
（ｃ）2,000平方メートル以5,000平方メートル未満のもの	１件	98,180円	97,100円	
（ｄ）5,000平方メートル以上のもの	１件	140,720円	139,200円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ウ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（イ）、（エ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）200平方メートル未満のもの	１件	12,750円	12,400円	
（ｂ）200平方メートル以上のもの	１件	14,090円	13,700円	
b　共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）300平方メートル未満のもの	１件	25,480円	24,900円	
（ｂ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	42,900円	42,000円	
（ｃ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	74,730円	73,100円	
（ｄ）5,000平方メートル以上のもの	１件	109,230円	106,900円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（エ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（イ）、（ウ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）200平方メートル未満のもの	１件	8,730円	8,600円	
（ｂ）200平方メートル以上のもの	１件	9,400円	9,200円	
b　共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）300平方メートル未満のもの	１件	16,440円	16,200円	
（ｂ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	28,500円	28,100円	
（ｃ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	51,610円	51,000円	
（ｄ）5,000平方メートル以上のもの	１件	78,080円	77,200円	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（オ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（（ア）又は（キ）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）300平方メートル未満のもの	１件	4,710円	4,600円	
（ｂ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	13,420円	13,200円	
（ｃ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	40,220円	39,800円	
（ｄ）5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	63,670円	63,000円	
（ｅ）１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	１件	80,420円	79,500円	
（ｆ）２万5,000平方メートル以上のもの	１件	100,520円	99,400円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（カ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（イ）から（エ）まで又は（ク）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）300平方メートル未満のもの	１件	43,570円	43,100円	
（ｂ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	73,050円	72,200円	
（ｃ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	118,280円	117,000円	
（ｄ）5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	154,460円	152,800円	
（ｅ）１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	１件	185,610円	183,700円	
（ｆ）２万5,000平方メートル以上のもの	１件	217,770円	215,500円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（キ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（（ア）又は（オ）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）300平方メートル未満のもの	１件	4,710円	4,600円	
（ｂ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	13,420円	13,200円	
（ｃ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	40,220円	39,800円	
（ｄ）5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	63,670円	63,000円	
（ｅ）１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	１件	80,420円	79,500円	
（ｆ）２万5,000平方メートル以上のもの	１件	100,520円	99,400円	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ク）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（イ）から（エ）まで又は（カ）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
ａ　非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
（ａ）300平方メートル未満のもの	１件	113,920円	112,700円	
（ｂ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１件	184,270円	182,300円	
（ｃ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	１件	263,000円	260,300円	
（ｄ）5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	323,970円	320,600円	
（ｅ）１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	１件	382,930円	379,000円	
（ｆ）２万5,000平方メートル以上のもの	１件	436,860円	432,300円	
（ケ）住宅及び非住宅建築物の複合建築物	１件	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに（ア）から（ク）までに該当する金額を合計した金額	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに（ア）から（ク）までに該当する金額を合計した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
イ　建築基準関係規定適合審査の申出がある場合 （ア）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（（オ）又は（キ）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　一戸建て住宅の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がる場合にあっては、 建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ア）ａに掲げる区分による金額を加算した金額	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がる場合にあっては、 建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ア）ａに掲げる区分による金額を加算した金額	
b　共同住宅等の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、 建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ア）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、 建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ア）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（ウ）、（エ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（イ）ａに掲げる区分による金額を加算した金額	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（イ）ａに掲げる区分による金額を加算した金額	
b　共同住宅等で評価手法が標準計算法の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（イ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（イ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ウ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（イ）、（エ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ウ）ａに掲げる区分による金額を加算した金額	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ウ）ａに掲げる区分による金額を加算した金額	
b　共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ウ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ウ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（エ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（イ）、（ウ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（エ）ａに掲げる区分による金額を加算した金額	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（エ）ａに掲げる区分による金額を加算した金額	
b　共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（エ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（エ）ｂに掲げる区分による金額を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（オ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（（ア）又は（キ）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	１件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（オ）に掲げる区分による金額を加算した金額	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（オ）に掲げる区分による金額を加算した金額	
（カ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（イ）から（エ）まで又は（ク）に掲げる場合を除く。）				
a　非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	１件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（カ）に掲げる区分による金額を加算した金額	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（カ）に掲げる区分による金額を加算した金額	

1　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（キ）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（（ア）又は（オ）に掲げる場合を除く。）				国からの通知による
a　非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	１件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（キ）に掲げる区分による金額を加算した金額	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（キ）に掲げる区分による金額を加算した金額	
（ク）建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（（イ）から（エ）まで又は（カ）に掲げる場合を除く。）				
a　非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	１件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ク）に掲げる区分による金額を加算した金額	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ク）に掲げる区分による金額を加算した金額	

１　手数料を改正するもの

⑶　別表３（法律を根拠とする手数料）

ウ　別　表

（ヨ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ケ）住宅及び非住宅建築物の複合建築物	１件	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに（ア）から（ク）までに該当する金額を合計した金額	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに（ア）から（ク）までに該当する金額を合計した金額	国からの通知による
ウ　複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の場合	１件	計画の変更に係る一の建築物ごとのア及びイに掲げる区分に応じた金額を合計した金額	計画の変更に係る一の建築物ごとのア及びイに掲げる区分に応じた金額を合計した金額	

（ラ）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）輸出証明書の発行手数料	１件	400円	300円	●**諸証明手数料統一料金**

１　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ア　件　数

161件（改正なし）

イ　考え方

地方公共団体の手数料の標準に関する政令で規定されるものであり、料金設定に市の裁量はないため、改正しない。

１　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（ア）戸籍法（昭和22年法律第224号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付手数料				
ア　窓口又は郵送で交付するもの	１通	450円	450円	
イ　多機能端末機で交付するもの	１通	350円	350円	
（２）戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項１件	350円	350円	
（３）戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（電子情報処理組織を使用する方法により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行に係るものを除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号１件	400円	400円	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（ア）戸籍法（昭和22年法律第224号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（４）除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付手数料	１通	750円	750円	
（５）除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項１件	450円	450円	
（６）除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行に係るものを除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号１件	700円	700円	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（ア）戸籍法（昭和22年法律第224号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（７）届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料	１通	350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合は、1,400円）	350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合は、1,400円）	
（８）届書その他市長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したもの１件	350円	350円	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請手数料	１件	5,400円	5,400円	
（２）製造所等設置許可申請手数料				
ア　製造所				
（ア）指定数量の倍数が10以下のもの	１件	39,000円	39,000円	
（イ）指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	１件	52,000円	52,000円	
（ウ）指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	１件	66,000円	66,000円	
（エ）指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	１件	77,000円	77,000円	
（オ）指定数量の倍数が200を超えるもの	１件	92,000円	92,000円	
イ　屋内貯蔵所				
（ア）指定数量の倍数が10以下のもの	１件	20,000円	20,000円	
（イ）指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	１件	26,000円	26,000円	
（ウ）指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	１件	39,000円	39,000円	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（エ）指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	１件	52,000円	52,000円	
（オ）指定数量の倍数が200を超えるもの	１件	66,000円	66,000円	
ウ　屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）				
（ア）指定数量の倍数が100以下のもの	１件	20,000円	20,000円	
（イ）指定数量の倍数が100を超え１万以下のもの	１件	26,000円	26,000円	
（ウ）指定数量の倍数が１万を超えるもの	１件	39,000円	39,000円	
エ　準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	１件	570,000円	570,000円	
オ　特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）				
（ア）危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	１件	880,000円	880,000円	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（イ）危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上１万キロリットル未満のもの	１件	1,070,000円	1,070,000円	
（ウ）危険物の貯蔵最大数量が１万キロリットル以上５万キロリットル未満のもの	１件	1,200,000円	1,200,000円	
（エ）危険物の貯蔵最大数量が５万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	１件	1,520,000円	1,520,000円	
（オ）危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	１件	1,780,000円	1,780,000円	
（カ）危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	１件	4,070,000円	4,070,000円	
（キ）危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	１件	5,340,000円	5,340,000円	
（ク）危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	１件	6,490,000円	6,490,000円	

１　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
カ　浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所				
（ア）危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	１件	1,450,000円	1,450,000円	
（イ）危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上１万キロリットル未満のもの	１件	1,720,000円	1,720,000円	
（ウ）危険物の貯蔵最大数量が１万キロリットル以上５万キロリットル未満のもの	１件	1,920,000円	1,920,000円	
（エ）危険物の貯蔵最大数量が５万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	１件	2,360,000円	2,360,000円	
（オ）危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	１件	2,740,000円	2,740,000円	
（カ）危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	１件	5,640,000円	5,640,000円	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（キ）危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	１件	7,240,000円	7,240,000円	
（ク）危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	１件	8,790,000円	8,790,000円	
キ　岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所				
（ア）危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	１件	5,930,000円	5,930,000円	
（イ）危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	１件	7,470,000円	7,470,000円	
（ウ）危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	１件	10,900,000円	10,900,000円	
ク　屋内タンク貯蔵所	１件	26,000円	26,000円	
ケ　地下タンク貯蔵所				
（ア）指定数量の倍数が100以下のもの	１件	26,000円	26,000円	
（イ）指定数量の倍数が100を超えるもの	１件	39,000円	39,000円	
コ　簡易タンク貯蔵所	１件	13,000円	13,000円	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
サ　移動タンク貯蔵所（シに規定する移動タンク貯蔵所を除く。）	１件	26,000円	26,000円	
シ　積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所	１件	39,000円	39,000円	
ス　屋外貯蔵所	１件	13,000円	13,000円	
セ　給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）	１件	52,000円	52,000円	
ソ　屋内給油取扱所	１件	66,000円	66,000円	
タ　第１種販売取扱所	１件	26,000円	26,000円	
チ　第２種販売取扱所	１件	33,000円	33,000円	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
ツ　移送取扱所				
（ア）危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が２以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項において同じ。）が15キロメートル以下のもの（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が７キロメートル以上のものを除く。）	１件	21,000円	21,000円	
（イ）危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が７キロメートル以上15キロメートル以下のもの	１件	87,000円	87,000円	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（ウ）危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	１件	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額	
テ　一般取扱所				
（ア）指定数量の倍数が10以下のもの	１件	39,000円	39,000円	
（イ）指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	１件	52,000円	52,000円	
（ウ）指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	１件	66,000円	66,000円	
（エ）指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	１件	77,000円	77,000円	

１　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（オ）指定数量の倍数が200を超えるもの	１件	92,000円	92,000円	
（３）製造所等の位置、構造又は設備の変更許可申請手数料				
ア　製造所	１件	前号アに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	前号アに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
イ　貯蔵所	１件	前号イからスまでに掲げる貯蔵所の区分（変更許可申請に係る審査の場合には、前号ウに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	前号イからスまでに掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあっては、変更許可申請に係る審査の場合には、前号ウに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	

１　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
ウ　取扱所	１件	前号セからテまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	前号セからテまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	
（４）製造所等設置許可完成検査手数料 ア　製造所	１件	第２号アに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	第２号アに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	

１　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
イ　屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を含む。）	１件	第２号ウに掲げる屋外タンク貯蔵所の指定数量の倍数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	第２号ウに掲げる屋外タンク貯蔵所の指定数量の倍数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	
ウ　その他の貯蔵所	１件	第２号イ及びクからスまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	第２号イ及びクからスまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	

１　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
エ　取扱所	１件	第２号セからテまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	第２号セからテまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	
（５）製造所等の位置、構造又は設備の変更許可完成検査手数料 ア　製造所	１件	第２号アに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の４分の１に相当する金額	第２号アに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の４分の１に相当する金額	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
イ　屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を含む。）	１件	第２号ウに掲げる屋外タンク貯蔵所の指定数量の倍数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の４分の１に相当する金額	第２号ウに掲げる屋外タンク貯蔵所の指定数量の倍数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の４分の１に相当する金額	
ウ　その他の貯蔵所	１件	第２号イ及びクからスまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の４分の１に相当する金額	第２号イ及びクからスまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の４分の１に相当する金額	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
エ　取扱所	１件	第２号セからテまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の４分の１に相当する金額	第２号セからテまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の４分の１に相当する金額	
（６）製造所等仮使用承認申請手数料	１件	5,400円	5,400円	
（７）製造所等設置許可完成検査前検査手数料				
ア　水張検査				
（ア）容量１万リットル以下のタンク	１件	6,000円	6,000円	
（イ）容量１万リットルを超え100万リットル以下のタンク	１件	11,000円	11,000円	
（ウ）容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク	１件	15,000円	15,000円	

１　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（エ）容量200万リットルを超えるタンク	１件	15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	
イ　水圧検査				
（ア）容量600リットル以下のタンク	１件	6,000円	6,000円	
（イ）容量600リットルを超え１万リットル以下のタンク	１件	11,000円	11,000円	
（ウ）容量１万リットルを超え２万リットル以下のタンク	１件	15,000円	15,000円	
（エ）容量２万リットルを超えるタンク	１件	15,000円に１万リットル又は１万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	15,000円に１万リットル又は１万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
ウ　基礎・地盤検査				
（ア）危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	１件	420,000円	420,000円	
（イ）危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上１万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	１件	560,000円	560,000円	
（ウ）危険物の貯蔵最大数量が１万キロリットル以上５万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	１件	730,000円	730,000円	
（エ）危険物の貯蔵最大数量が５万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	１件	960,000円	960,000円	
（オ）危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	１件	1,090,000円	1,090,000円	
（カ）危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	１件	1,660,000円	1,660,000円	

１　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（キ）危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	１件	1,900,000円	1,900,000円	
（ク）危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	１件	2,120,000円	2,120,000円	
エ　溶接部検査				
（ア）危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	１件	530,000円	530,000円	
（イ）危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上１万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	１件	680,000円	680,000円	
（ウ）危険物の貯蔵最大数量が１万キロリットル以上５万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	１件	1,030,000円	1,030,000円	
（エ）危険物の貯蔵最大数量が５万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	１件	1,410,000円	1,410,000円	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（オ）危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	１件	1,780,000円	1,780,000円	
（カ）危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	１件	3,430,000円	3,430,000円	
（キ）危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	１件	4,190,000円	4,190,000円	
（ク）危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	１件	4,800,000円	4,800,000円	
オ　岩盤タンク検査				
（ア）危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	１件	9,320,000円	9,320,000円	
（イ）危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	１件	12,600,000円	12,600,000円	
（ウ）危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	１件	17,300,000円	17,300,000円	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（８）製造所等の位置、構造又は設備の変更許可完成検査前検査手数料				
ア　水張検査	１件	前号アに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	前号アに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	
イ　水圧検査	１件	前号イに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	前号イに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
ウ　基礎・地盤検査	１件	前号ウに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	前号ウに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	
エ　溶接部検査	１件	前号エに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	前号エに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	
オ　岩盤タンク検査	１件	前号オに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	前号オに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の２分の１に相当する金額	

１　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（９）貯蔵所等保安検査手数料				
ア　特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）				
（ア）危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	１件	320,000円	320,000円	
（イ）危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上１万キロリットル未満のもの	１件	460,000円	460,000円	
（ウ）危険物の貯蔵最大数量が１万キロリットル以上５万キロリットル未満のもの	１件	750,000円	750,000円	
（エ）危険物の貯蔵最大数量が５万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	１件	1,020,000円	1,020,000円	
（オ）危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	１件	1,300,000円	1,300,000円	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（カ）危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	１件	3,150,000円	3,150,000円	
（キ）危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	１件	3,870,000円	3,870,000円	
（ク）危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	１件	4,460,000円	4,460,000円	
イ　岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所				
（ア）危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	１件	2,690,000円	2,690,000円	
（イ）危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	１件	3,230,000円	3,230,000円	
（ウ）危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	１件	4,830,000円	4,830,000円	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
ウ　移送取扱所				
（ア）危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が７キロメートル以上15キロメートル以下のもの	１件	70,000円	70,000円	
（イ）危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	１件	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（ウ）火薬類取締法（昭和25年法律第149号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）火薬類製造許可申請手数料	１件	220,000円	220,000円	
（２）火薬類販売営業許可申請手数料				
ア　競技用紙雷管のみの販売営業に係るもの	１件	25,000円	25,000円	
イ　その他の販売営業に係るもの	１件	110,000円	110,000円	
（３）火薬庫設置等許可申請手数料	１件	73,000円	73,000円	
（４）火薬庫変更許可申請手数料	１件	8,300円	8,300円	
（５）火薬類製造施設完成検査手数料	１件	41,000円	41,000円	
（６）火薬庫完成検査手数料				
ア　設置又は移転の工事に係るもの	１件	41,000円	41,000円	
イ　構造又は設備の変更の工事に係るもの	１件	23,000円	23,000円	
（７）火薬類譲渡し許可申請手数料	１件	1,200円	1,200円	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（ウ）火薬類取締法（昭和25年法律第149号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（８）火薬類譲受け許可申請手数料				
ア　火工品のみの譲受けに係るもの	１件	2,400円	2,400円	
イ　ア以外のもの				
（ア）申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合	１件	3,500円	3,500円	
（イ）その他の場合	１件	6,900円	6,900円	
（９）火薬類輸入許可申請手数料				
ア　申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合	１件	12,000円	12,000円	
イ　その他の場合	１件	25,000円	25,000円	
（10）煙火消費許可申請手数料	１件	7,900円	7,900円	
（11）火薬類製造特定施設又は火薬庫保安検査手数料	１件	41,000円	41,000円	

（エ）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）臨時運航許可申請手数料	１両	750円	750円	

１　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（オ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）２以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	１件	147,000円	147,000円	
（２）２以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請手数料	１件	134,000円	134,000円	
（３）産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	１件	81,000円	81,000円	
（４）産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	１件	73,000円	73,000円	
（５）産業廃棄物処分業許可申請手数料	１件	100,000円	100,000円	
（６）産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	１件	94,000円	94,000円	
（７）産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	１件	71,000円	71,000円	
（８）産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	１件	92,000円	92,000円	
（９）特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	１件	81,000円	81,000円	
（10）特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	１件	74,000円	74,000円	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（オ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
(11) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	１件	100,000円	100,000円	
(12) 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	１件	95,000円	95,000円	
(13) 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	１件	72,000円	72,000円	
(14) 特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	１件	95,000円	95,000円	
(15) 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料				
ア　廃棄物処理法第15条第４項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	１件	140,000円	140,000円	
イ　ア以外のもの	１件	120,000円	120,000円	
(16) 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料				
ア　廃棄物処理法第15条第４項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	１件	130,000円	130,000円	
イ　ア以外のもの	１件	110,000円	110,000円	

1　手数料を改正するもの

⑷　別表４（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料）

ウ　別　表

（カ）使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）使用済自動車の解体業許可申請手数料	１件	78,000円	78,000円	
（２）使用済自動車の解体業許可更新申請手数料	１件	70,000円	70,000円	
（３）使用済自動車の破砕業許可申請手数料	１件	84,000円	84,000円	
（４）使用済自動車の破砕業許可更新申請手数料	１件	77,000円	77,000円	
（５）使用済自動車の破砕業変更許可申請手数料	１件	67,000円	67,000円	

（キ）船員法第104条第１項の規定により市町村が処理する事務に関する政令（昭和28年政令第260号）関係

区　分	単　位	改正案	現　行	算定方法
（１）船員手帳の交付、再交付又は書換え手数料	１件	1,950円	1,950円	
（２）船員手帳訂正手数料	１件	430円	430円	

２　本則を改正するもの

⑴　手数料の徴収時期の明確化

実務に合わせ、手数料の徴収時期を明確化するもの。

改正案	現　行
請求若しくは申請、交付又は閲覧の際徴収する。ただし、市長が別に定める方法により徴収する場合は、この限りでない。	請求又は申請の際徴収する。

⑵　減免規定の見直し

減免は本来特定の場合のみ行うものであるが、現行条例第４号「その他市長が必要があると認めたとき」の規定により、広い範囲で減免を行うことが可能であるため、規定を見直すもの。

改正案	現　行
⑴　生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者から請求があったとき。	⑴　生活保護法による扶助を受けている者から請求があったとき。
⑵　官公署から職務上の必要により請求があったとき。	⑵　官公署から請求があったもので、市長が必要があると認めるとき。
⑶　官公署から印鑑に関する証明の提出を求められている者より、当該証明の請求があったとき（当該官公署から公共事業の実施に必要なものとして、印鑑に関する証明手数料の免除の依頼があるものに限る。）。	
⑷　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の２第１項に規定する書面として納税証明書の請求があったとき。	⑶　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の２第１項の規定による証明書の交付を求められたとき。
⑸　天災、感染症その他特別の事情がある者から請求があったとき。	⑷　その他市長が必要があると認めたとき。

２　本則を改正するもの

⑶　手数料の規定方法の見直し

現行条例における手数料の金額等を規定している別表は、連続する一つの表であるが、様々な読み替え規定や根拠法令が入り組まれ、非常に複雑なものとなっている。

そのため、市民が読みづらいだけでなく、点検作業が所管課において大きな負担となっている。

この課題を解決するため表の規定方法を次のように見直す。

ア　別表を根拠法令ごとに各項に分割する。

a　別表１：諸証明手数料

b　別表２：長崎市の条例を根拠とする手数料

c　別表３：法律を根拠とする手数料

d　別表４：地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料

イ　旧条例本則で規定していた例外的な件数を、各項の備考に整理する。

現行条例

手数料の種類	単　位	金　額	根拠法令
A証明手数料	１件	300円	A法第●条
B証明手数料	１件	300円	B法第●条
C検査手数料	１件	2,000円	A法第▲条

改正案

⑴　A法関係

手数料の種類	単　位	金　額	根拠法令
A証明手数料	１件	300円	A法第●条
C証明手数料	１件	2,000円	A法第▲条

⑵　B法関係

手数料の種類	単　位	金　額	根拠法令
B検査手数料	１件	300円	B法第●条

3　関係条文を整理するもの

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴うもの

項　目	改正案	現　行
題名の変更	マンションの再生等の円滑化に関する法律	マンションの建替え等の円滑化に関する法律
条ずれの整理	第163条の59第１項	第105条第１項

【参考１】使用料・手数料の算定方針（手数料関係抜粋）

1　算定方法

⑴　算定式

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

手数料　＝　原価（コスト）

⑵　原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	１分あたりの人件費（職種別平均給与単価）×平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

2　激変緩和措置

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	２倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

3　減　免

　手数料の減免によって減額される手数料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

4　定期的な見直し

　使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として５年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考２】手数料の改定

１　見直しの対象

　手数料のうち、料金設定に際して市の裁量がないものや県内で統一料金を設定するようにしているものなど、外部要因によって、手数料に均衡が図られているものは算定の対象外とする。

市の裁量の程度（ある ↔ ない）

見直し対象

- 市の裁量で決定できるもの
  （例）住民票発行証明手数料、税その他の公課に係る証明手数料　など
- 国等から算定式（業務量など）が示されているが、算定に用いる数値等は市の裁量があるもの　（例）省エネ適判手数料　など

（上記２項目：今回改定）

- 市の裁量があるが、県内で均衡を図りたいもの
  （例）保健所業務の手数料、環境部所管の手数料　など

（県と協議のうえ改定）

見直し対象外

- 県内で共通料金が設定されているもの
  （例）建築確認等手数料（建築確認、変更確認、完了検査等）　など
- 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に規定されているもの
  （例）戸籍謄本　など